資料１－２

吾妻山の火山活動が活発化した場合の避難計画（火口周辺地域）

（最終案）

平成３０年５月２９日

吾妻山火山防災協議会

目　　次

1　計画の基本的事項
1．1　目的等
(1)　計画の目的　・・・

② 避難所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
③ 避難経路（方向） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２～２３
(5) 浄土平地域からの避難経路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
① 噴火警戒レベル２及び３（噴火なし）が発表された場合 ・・・２３
② 突発的噴火が発生した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
(6) 避難手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

２．４ 救助体制の構築
(1) 救助に関する情報共有体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
(2) 医療体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
(3) ヘリポート及び医療機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

２．５ 避難促進施設
避難促進施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

３ 噴火時の対応
３．１ 異常現象により噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合（噴火なし）の対応
(1) 防災体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
(2) 情報収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
① 福島県・山形県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
② 福島市・米沢市・猪苗代町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
③ 住民及び登山者・観光客等への広報内容（文例） ・・・・・・・２５～２６
(3) 浄土平地域からの登山者・観光客等の避難誘導 ・・・・・・・・・２６
(4) 市町職員の登山口等への配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
(5) 道路・登山道規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
(6) 規制看板設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

３．２ 異常現象により噴火警戒レベルが２から３に引き上げられた場合の対応
(1) 防災体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
(2) 情報収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
① 福島県・山形県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
② 福島市・米沢市・猪苗代町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
③ 住民及び登山者・観光客等への広報内容（文例） ・・・・・・・２７
(3) 登山者・観光客等の避難誘導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
(4) 市町職員の登山口等への配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
(5) 道路・登山道規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
(6) 規制看板設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

３．３ 突発的に噴火が発生した場合の対応
(1) 防災体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
(2) 情報収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
① 福島県・山形県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
② 福島市・米沢市・猪苗代町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
③ 住民及び登山者・観光客等への広報内容（文例） ・・・・・・・２９
(3) 浄土平地域の登山者・観光客等の避難誘導 ・・・・・・・・・・・２９
(4) 市町職員の登山口等への配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
(5) 下山者からの情報収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
(6) 緊急的な避難所の開設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

(7)　道路・登山道規制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
(8)　規制看板設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

３．４　救助活動
(1)　行方不明者の把握　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
(2)　救助活動の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
①　合同調整所（現地合同指揮所）等の設置　・・・・・・・・・・・・３０
②　救助活動への支援体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
③　救助活動の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
④　活動基準の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
⑤　活動部隊の退避等が可能な場所の設定　・・・・・・・・・・・・３１
(3)　医療活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

３．５　災害対策基本法に基づく警戒区域
災害対策基本法に基づく警戒区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

３．６　報道機関への対応
(1)　福島県　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
(2)　山形県・福島市・米沢市・猪苗代町　・・・・・・・・・・・・・・・３２

４　緊急フェーズ後の対応
４．１　規制範囲の縮小又は解除
規制範囲の縮小又は解除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
４．２　風評被害対策
風評被害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

５　平常時からの防災啓発と訓練
５．１　防災啓発と学校等での防災教育
(1)　住民、登山者・観光客等への防災啓発　・・・・・・・・・・・・・３３
(2)　平常時からの登山者・観光客等への周知　・・・・・・・・・・・・３３
(3)　学校での防災教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

５．２　防災訓練
防災訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

別添巻末資料
・資料１　「規制看板（案）」
・資料２　「規制看板設置細部位置」
・資料３　「ヘリポート及び救急医療機関一覧」
・資料４　「浄土平火山活動対応マニュアル」
・資料５　「吾妻山を訪れる観光客・登山客の皆様へ」

1　計画の基本的事項

1．1　目的等

(1)　計画の目的

吾妻山の火山活動が活発化し、大穴火口及び旧火口で噴火した場合、浄土平地域を含む火口周辺に多大な影響を及ぼす火山現象は、火山ガス、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流（火砕サージ）及び融雪型火山泥流等である。これらの火山現象には、発生してから短時間で影響を及ぼし、登山者・観光客等の生命に対する危険性が極めて高いものもあり、発生前から各種規制及び避難に関する事項を具体的に定めておくことが重要である。

本計画は、吾妻山が噴火し噴石及び降灰が発生し、又は噴火の可能性が高まった場合に、吾妻山火山防災協議会（以下、「協議会」という。）が福島県、山形県及び関係市町村並びに関係防災機関と連携協力し、火口周辺に存在する登山者・観光客等の安全を確保し、迅速かつ円滑な避難対応がとれる体制を講ずることを目的とする。

(2)　計画の位置付け

本計画は、活動火山対策特別措置法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を踏まえ、火山単位の統一的な避難計画として協議会において策定するものであり、本計画で定める事項について、福島県、山形県及び協議会に属する市町村の地域防災計画や防災関係機関の防災業務計画等に反映することにより、実効性のある警戒避難体制を推進するものである。

なお、本計画では、噴火警戒レベル２若しくは３が発表された場合、又は突発的に噴火が発生した場合等を対象とする。

1．2　吾妻山の概要・監視観測体制

(1)　吾妻山の概要

吾妻山は、山形県と福島県の県境にある多数の成層火山や単成火山などからなる火山群である。噴出物は玄武岩～安山岩で分布する範囲は東西 25km×南北 15km である。

西吾妻山火山、中吾妻山火山、東吾妻山火山に分けられ、噴出中心は東南東～西北西に走る南北の２列に大別される。北列の多くの火山は山頂火口をもち、東部の一切経山付近には、五色沼、大穴、桶沼、吾妻小富士など多くの新しい火砕丘や火口が形成されている。有史以降の噴火は、大穴火口とその周辺の爆発で、現在その南～東斜面には噴気地域が広く分布する。

東吾妻山火山は、東吾妻山、一切経山、吾妻小富士など火山錐から構成されている。一切経山の活動は 30 万年前から開始された。その後に浄土平付近を火口底とする山体崩壊で、東方に開口する径約２km の馬蹄形爆裂カルデラ形成が、約 10 万～約 28 万年前の間に起こった。さらにその後の噴出活動でカルデラ内に吾妻小富士や桶沼などが生じている。（気象庁発行「日本活火山総覧（第４版）」より）

有史以降の噴火履歴は、西暦 1331 年、1711 年、1893 年、1950 年、1977 年に噴火の記録が残されており、2008 年以降は大穴火口及び同周辺からの噴気活動が継続中である。

また、2014 年 12 月 12 日に火山性地震の多発及び火山性微動の発生等により、噴火警戒レベルが「２」に引き上げられ、2016 年 10 月 18 日に「１」に引き下げられた。

吾妻山周辺は、磐梯朝日国立公園の一部に指定され、火山が作り出す景勝地や温泉を目的に訪れる観光客や登山者が多く、重要な観光資源のひとつとなっている。

(2)　監視観測体制等

①　体制

吾妻山では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するため、気象庁、国土交通省、国土地理院及び東北大学が各種火山観測器材を設置している。

気象庁は地震計、傾斜計、空振計、ＧＮＳＳ観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を設置し、仙台管区気象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に出向いて計画的に調査観測を行い、火山活動の高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想される場合には、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。

なお、吾妻山では平成 19 年 12 月 1 日から噴火警戒レベルが運用されており（平成 30 年 3 月 29 日改正）、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表される。

②　観測点配置図

図１－１　吾妻山観測点配置図（気象庁火山活動解説資料（H29.12）より）

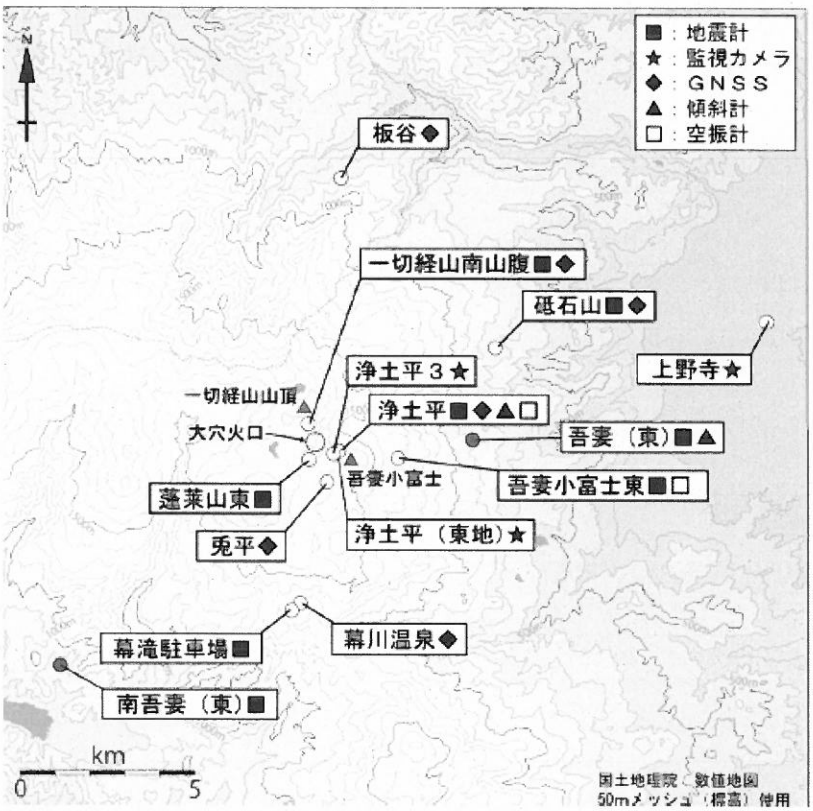

小さな白丸（○）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示す。

（東地）：東北地方整備局　（東）：東北大学

図１－２ 吾妻山 GNSS 観測点配置図（気象庁火山活動解説資料（H29.12）より）

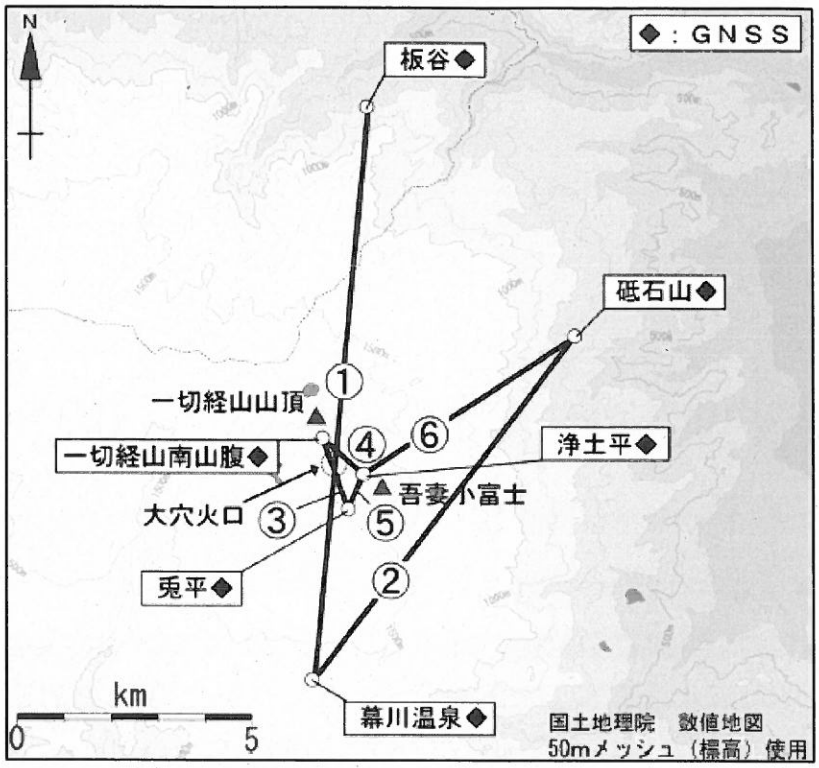

・小さな白丸（○）は気象庁の観測点位置を示す。

1．3　想定火山現象・噴火シナリオ・噴火警戒レベル

(1)　想定される火山現象

吾妻山における火山現象として、火山ガス、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流（火砕サージ）及び融雪型火山泥流等の発生を想定する。

表１　吾妻山で想定される火山現象

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 50cm 以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。飛散距離は火口から概ね２～４km 以内に限られるが、過去大きな噴石の飛散で登山者等の死傷や建造物が破壊される等の被害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の火口周辺規制や入山規制による避難が必要。
小さな噴石・火山灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径２mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径２mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまで数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的な噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
溶岩流	マグマが火口から噴出して高温の流体のまま地表を流れ下る現象で、通過域の建物、農耕地、森林、集落等を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。
火砕流	火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで高速で流れ下り、場合によってはその速度は 100km/h を超えることもあり、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合には、火砕流から身を守ることは不可能である。
火砕サージ	火砕サージは火砕流の一種であるが、岩片や火山灰の濃度の薄いものであり、高速で流れ下るという点では変わらない。 水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低いが、100℃近くになることもありうる。

融雪型火山泥流	積雪期の噴火の場合、雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。
降灰後の土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。 堆積しているところでは、数ミリ程度の少量の雨でも土石流は発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素など様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。(二酸化硫黄や硫化水素は、嗅覚を麻痺させる作用があるため、高濃度では臭気を感じられなくなることもある。) 安達太良山では、1996 年 9 月に沼ノ平火口の中央付近で泥が飛散し、火山ガスが噴出。1997 年 9 月には、火山ガス（硫化水素）により、登山者 4 名が死亡する事故が発生した。
空　振	爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

(2)　吾妻山噴火シナリオ

噴火シナリオについては、「福島県火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」での検討結果を踏まえ、「吾妻山火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成 25 年 1 月）に示された噴火想定を採用した。

①　想定される現象と噴出物量

図２　想定される現象と噴出物量

噴火形態	火口	想定現象	噴出物量	根拠
①水蒸気爆発	大穴火口周辺	噴石	1893年噴火規模 $1.0\times10^6 m^3$	■現在の熱活動の活発化を想定する ■したがって、火口は現在活動が活発な大穴火口周辺を想定する。 ■大穴火口の現在の活動ステージで最も規模が大きな1893年噴火の総噴出物量（5月～7月）を想定。
		降灰		
		火砕サージ		
		融雪型火山泥流		
②マグマ噴火	火口ゾーン（五色沼～吾妻小富士）	噴石	吾妻小富士噴火規模 $7.0\times10^6 m^3$ ※約1000年間継続した吾妻小富士噴火のうち最大の噴火規模を想定	■新たなマグマの上昇を想定する ■火口位置は大穴とは限らない ■過去１万年間の降下火砕物量として最大規模の小富士ユニット（約4,800年前～6,000年前）のブルカノ式噴火降下火砕物量を想定
		降灰		
		火砕サージ		
		融雪型火山泥流		
		溶岩流	$4.0\times10^8 m^3$	■過去約7千年間の発生頻度は低い ■実績より小富士ユニット（約4,800年前～6,000年前）の溶岩流規模を想定
		火砕流	―	■過去約7千年間で発生は確認されていない ■ブルカノ式噴火により、小規模な火砕流が発生する可能性がある。
土砂移動現象		降灰後の土石流	降灰による浸透能の低下を考慮して規模を設定	■他火山で、降灰後は小規模な降雨で土石流が発生することが確認されている。

② 噴火シナリオ

図３　吾妻山噴火シナリオ（イベントツリー）

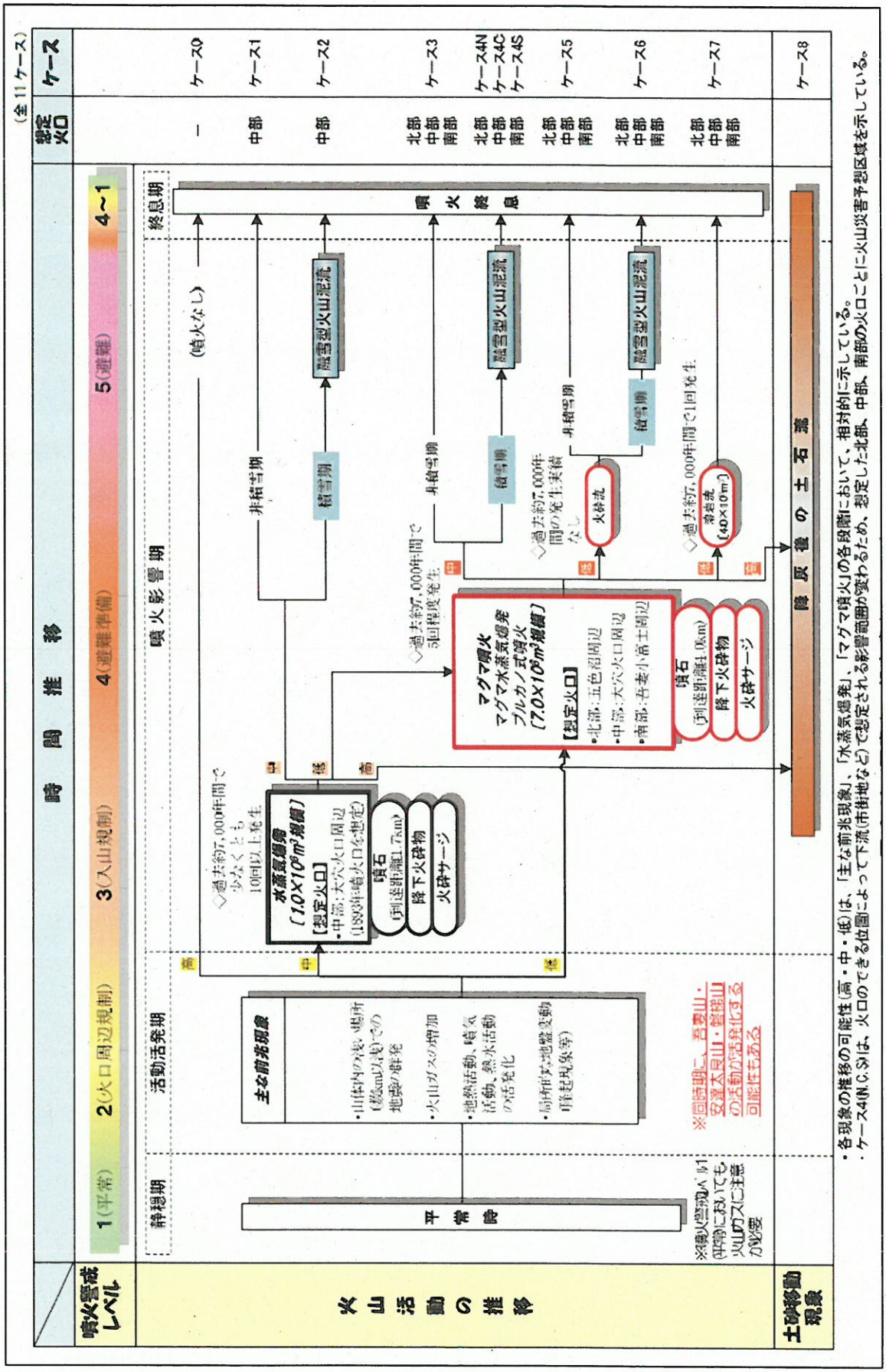

(3)　噴火警戒レベル

表２　吾妻山噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始
平成30年3月29日改正

吾妻山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去事例　有史以降の事例なし
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者の避難等が必要。	●噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される。 過去事例　有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	●小～中規模噴火が発生して、火口から概ね4km以内に噴石飛散。 過去事例 1893年の噴火：噴石が火口から約1.5kmまで飛散 ●地震多発や顕著な地殻変動等により、小～中規模噴火の発生が予想される。 過去事例　観測事例なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	●小規模噴火が発生し、火口から概ね1.5km以内に噴石飛散。 過去事例 1977年の噴火：火口周辺に降灰 1952年の噴火：噴石が火口から約0.2kmまで飛散 1950年の噴火：噴石が火口から約1.2kmまで飛散 ●地震活動や噴気活動の活発化等により、小規模噴火の発生が予想される。 過去事例 2014～2016年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 2008～2011年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 1966年の活動：有感地震を含む地震活動の活発化
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
注2）レベル２、３の規制には、一部道路の規制を含む。
注3）火口とは、大穴火口、旧火口をいう。
注4）ここでいう中規模噴火とは、噴石が概ね2～4kmの範囲に飛散する噴火とする。
各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
https://www.jma.go.jp/jma/index.html

気象庁
Japan Meteorological Agency
平成30年3月

１．４　避難計画の基本的事項

(1)　火口周辺規制及び入山規制の範囲

本計画では吾妻山噴火警戒レベルに準じて、火口周辺規制は大穴火口から１.５km、入山規制は大穴火口から４kmとする。

図４「火口周辺規制及び入山規制の範囲」

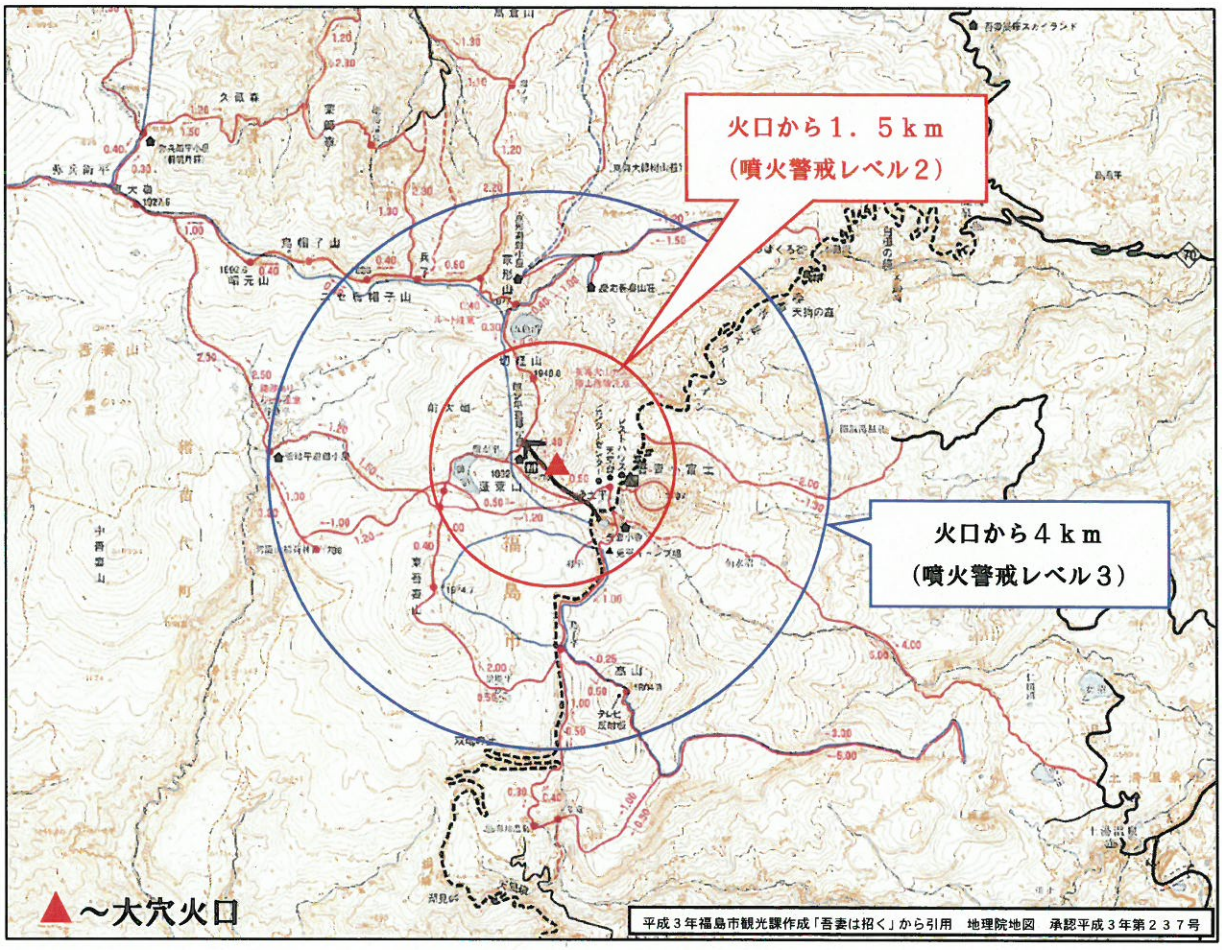

(2)　噴火警戒レベルに応じた避難対象範囲と避難対象者

浄土平地域及び吾妻山一帯登山道等の登山者・観光客等を対象とする。

表３　避難対象範囲

レベル	対　象　範　囲
2	① 浄土平地域
	② 吾妻小富士地域
	③ 鎌沼地域
	④ 一切経山地域
	⑤ 五色沼地域
	⑥ 兎平地域（吾妻小舎含む）
3（レベル２以外）	① 東吾妻山・景場平地域
	② 慶応吾妻山荘地域
	③ 家形山～二セ烏帽子山一帯
	④ 谷地平地域
	⑤ 高山地域

2　事前対策

2．1　防災体制の構築

(1)　県及び市町の防災体制

福島県、山形県及び福島市、米沢市、猪苗代町は、吾妻山の噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、吾妻山の活動に関する情報等の収集や避難収容活動に関する調整、応急対策に係る連絡調整等を行い、相互応援態勢の確立を推進し、避難等の防災対応にあたるため、噴火警戒レベルに応じた防災体制をとる。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は表４－１及び表４－２のとおりである。

表４－１　噴火警戒レベルに応じた防災体制（福島県・山形県）

噴火警戒レベル	福　島　県	山　形　県
1	（なし）	通常体制
2	警戒配備	災害対策連絡室
3	警戒配備	災害対策連絡室
4	特別警戒配備及び特別警戒本部	災害対策本部
5	災害対策本部	災害対策本部

※状況に応じて変更の場合あり

表４－２　噴火警戒レベルに応じた防災体制（福島市・米沢市・猪苗代町）

噴火警戒レベル	福　島　市	米　沢　市	猪苗代町
1	（なし）	（なし）	（なし）
2	警戒配備	災害警戒本部体制	事前配備
3	火山災害対策本部配備	災害警戒本部体制	警戒配備
4	火山災害対策本部配備	災害対策本部体制	第１非常配備
5	緊急非常配備	災害対策本部体制	第２非常配備

(2)　噴火警戒レベルと防災対応の概要

福島県、山形県及び福島市、米沢市、猪苗代町の噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要は、表５－１及び表５－２のとおりである。

①　福島県、山形県の防災対応の概要

表５－１　福島県・山形県の対応

噴火警戒レベル	福　島　県・山　形　県
1	必要に応じて想定火口への立ち入り規制
2	火口周辺規制
3	入山規制
4	避難状況の把握
5	避難状況の把握、広域避難対策

② 福島市、米沢市、猪苗代町の防災対応の概要

表５－２　福島市、米沢市、猪苗代町の防災対応

噴火警戒レベル	対　　応　　等
1	必要に応じて想定火口への立ち入り規制
2	1　警戒配備体制（福島市）、災害警戒本部体制（米沢市）、事前配備体制（猪苗代町）の確立 2　浄土平観光施設への情報提供及び避難誘導（福島市） 3　気象台からの火山活動状況収集 4　吾妻山火山防災協議会参加での対応協議 5　市町観光協会及び観光施設への周知 6　地域住民及び登山者・観光客等への周知 メール配信、市町ホームページ等 7　規制看板等設置
3	1　火山災害対策本部配備（福島市）、災害警戒本部（米沢市）、警戒配備（猪苗代町）の体制へ移行 2　気象台からの火山活動状況収集 3　吾妻山火山防災協議会参加での対応協議 4　市町観光協会、観光施設、地域住民、登山者・観光客等への周知 5　避難所開設運営 6　「避難準備・高齢者等避難開始」発令
4	1　火山災害対策本部配備（福島市）、災害対策本部（米沢市）、第１非常配備（猪苗代町）の体制 2　気象台からの火山活動状況収集 3　吾妻山火山防災協議会参加での対応協議 4　「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」発令、避難広報 5　避難所開設運営 6　市町観光協会、観光施設、地域住民、登山者・観光客等への周知 7　県知事への自衛隊派遣要請 8　各道路交通規制調整（特に避難経路）
5	1　緊急非常配備（福島市）、災害対策本部（米沢市）、第２非常配備（猪苗代町）の体制 2　気象台からの火山活動状況収集 3　吾妻山火山防災協議会参加での対応協議 4　「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」発令、避難広報 5　避難所開設運営 6　市町観光協会、観光施設、地域住民、登山者・観光客等への周知 7　医療機関調整 8　広域避難対策調整

(3)　規制看板等設置

気象庁より噴火警戒レベル２の発表があった場合には、福島県及び福島市、米沢市、猪苗代町は、担当地域内に規制看板等を設置し登山者・観光客等に周知する。

巻末資料１「規制看板（案）」参照

①　規制看板設置箇所

表６　規制看板設置箇所

担　当	担　　当　　地　　域	数
福島県	①五色沼分岐、②姥ケ原西三叉路、③姥ケ原南四叉路 ④鳥子平登山口、⑤鳥子平三叉路	5
福島市	①不動沢登山口、②微温湯登山口、③仁田沼駐車場 ④高山登山口、⑤男沼登山口、⑥女沼北東地域、⑦幕川温泉登山口	7
米沢市	①板谷地区、②滑川温泉、③不忘閣跡、④白布温泉、 ⑤天元台ロープウェイ湯元駅	5
猪苗代町	①蒲谷地地域、②金堀地域、③下の土湯地域	3

②　看板設置箇所図

細部位置については、巻末資料２「規制看板設置細部位置」参照

図５－１　福島県担当

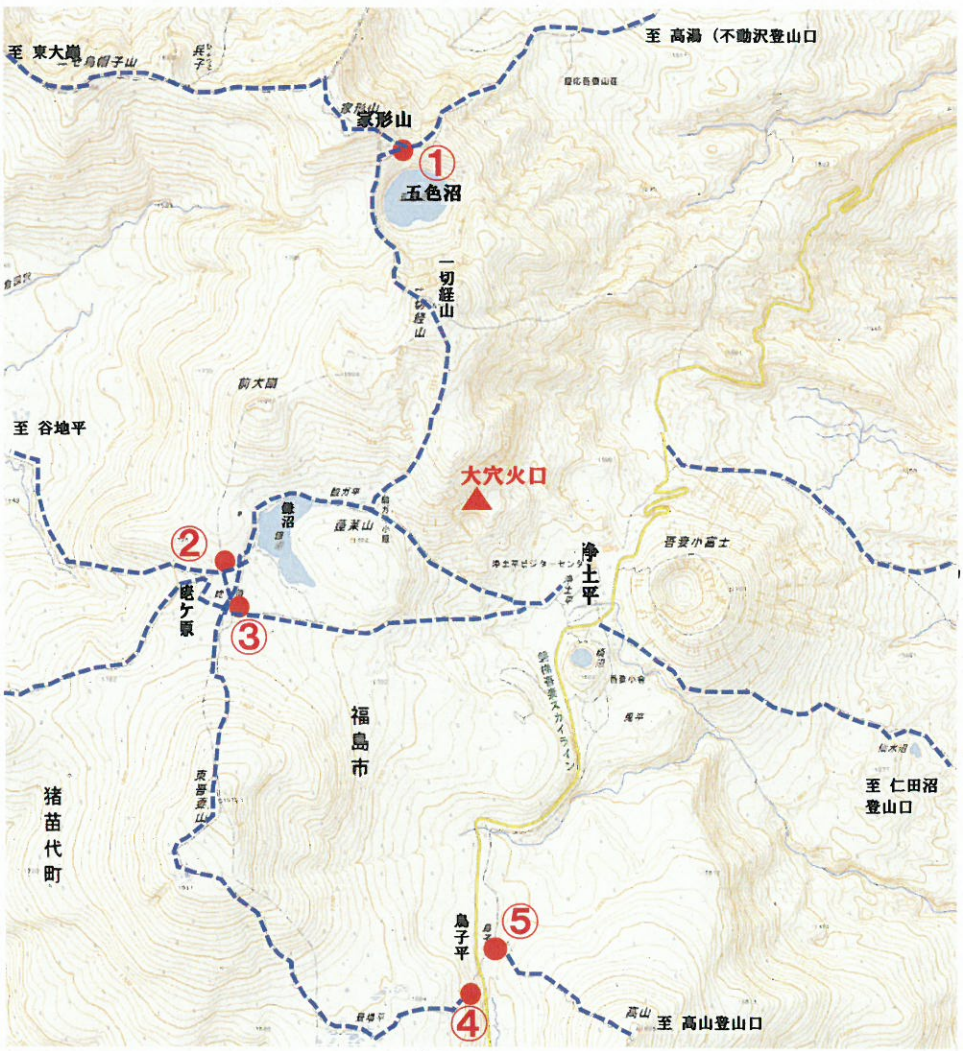

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平２９東複、　第８８号）」

図５－２　福島市担当

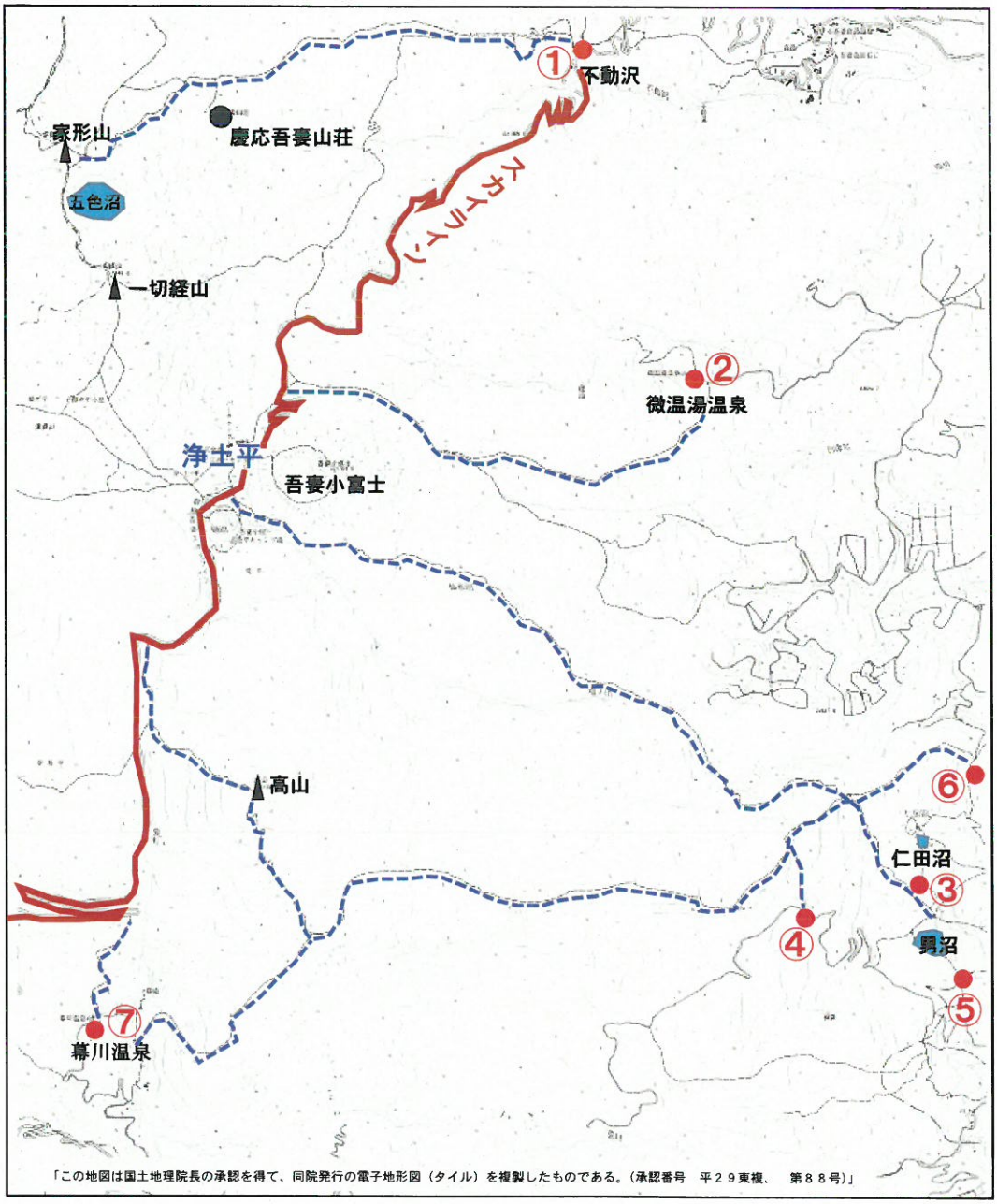
①
不動沢
家形山
慶応吾妻山荘
五色沼
一切経山
②
微温湯温泉
浄土平
吾妻小富士
高山
⑥
仁田沼
③
④
男沼
⑤
⑦
幕川温泉
「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平２９東複、　第８８号）」

図５－３　米沢市担当

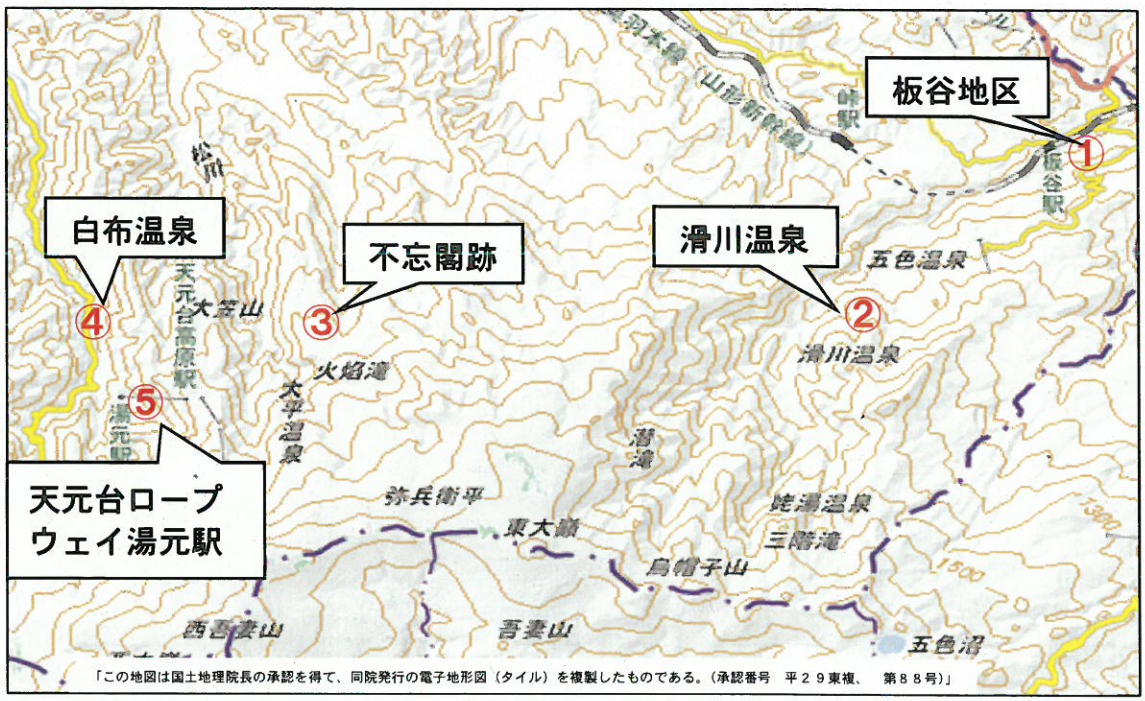

図５－４　猪苗代町担当

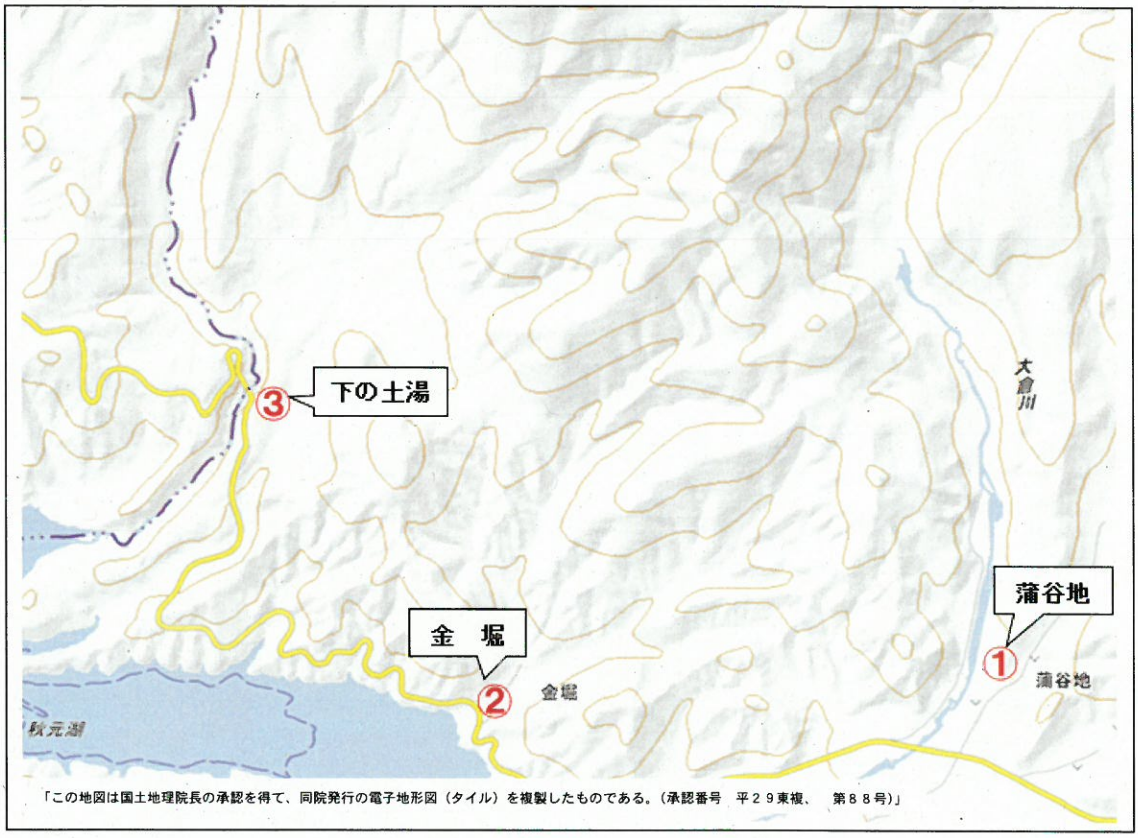

(4)　協議会構成機関の役割

吾妻山の火山現象に係わる関係機関の主な役割は、表７のとおりである。

表７　協議会構成機関の役割

機　　関　　等	主　な　役　割
吾妻山火山防災協議会	・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 ・規制範囲の拡大、縮小に関する協議等 ・コアグループ会議開催 ・関係機関への現状説明等
火山専門家	・対応協議に関するアドバイス ・今後の火山活動の見解等
気象庁 （仙台管区気象台、福島地方気象台、山形地方気象台）	・噴火活動の監視、観測 ・関係機関に対する情報提供・噴火時の現地調査 ・噴火警報、噴火警戒レベル等の発表及び伝達
国土交通省	・国道の道路規制情報の提供 ・土砂法に基づく緊急調査（ヘリ調査等） ・災害対策機器・資材等の支援 ・融雪型火山泥流、土石流対策（直轄砂防流域）
林野庁	・入林者への規制情報の提供 ・林道への立ち入り規制の実施（標識等の設置） ・降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査
環境省	・火山情報、防災情報の発信 ・浄土平ビジターセンターとの情報共有 ・登山道規制、看板設置
自衛隊	・災害派遣、避難者の救助搬送、行方不明者の捜索
福島県・山形県	・火山情報、被害状況の収集、発信 ・国との連絡調整 ・道路及び登山道規制（看板設置含む） ・融雪型火山泥流、土石流対策 ・林野火災の消火 ・農業、畜産業への支援 ・登山者・観光客等に対する情報提供 ・自衛隊災害派遣要請 ・風評被害対策 ・広域避難調整
福島県警察・山形県警察	・火山情報、被害状況の収集及び通報 ・吾妻山一帯登山者等への広報（ヘリによる。） ・道路規制、地域への避難広報 ・救助活動、避難誘導、行方不明者捜索
福島市・米沢市・猪苗代町	・火山情報、被害情報の収集、通報等 概要については、「表５－２防災対応の概要」を参照
各市町消防本部	・火山情報、被害状況の収集及び通報 ・地域への避難広報 ・救助活動、避難誘導、行方不明者の捜索

2．2　情報伝達体制の構築

(1)　火山に関する予報・警報・情報

協議会構成機関が防災対応のために収集する火山に関する情報は表８のとおりである。

表８　収集する火山に関する情報

種　　類	内　　容	発信元
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表。 居住地域を対象とする場合は、噴火警報（居住地域）又は噴火警報、火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合は、噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報を発表。	気象庁
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報		
噴火予報	火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合、又は噴火警報を解除する場合に発表。	
降灰予報（定時）	噴火により降灰のおそれがある火山に対して噴火の発生にかかわらず定期的に発表。	
降灰予報（速報）	噴火発生後１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を示し、噴火後速やかに（５分から10分）に発表。	
降灰予報（詳細）	噴火発生から６時間先まで予想される降灰量分布や降灰開始時刻を噴火後20分から30分で発表。	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。	
火山現象に関する情報等	○火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので定期的又は必要に応じて臨時に発表。 ○火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。 ○週間火山概況 過去１週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、原則として毎週金曜日に発表。 ○月間火山概況 前月１ケ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月１回発表。 ○噴火に関する火山観測報 噴火が発生した時に発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。	
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者・観光客等に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報。	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	国土交通省

(2)　噴火警報等の伝達系統図

仙台管区気象台が発表する噴火警報、噴火予報、降灰予報等は、下図により伝達される。

図６－１　噴火警報等の伝達系統図（福島県）

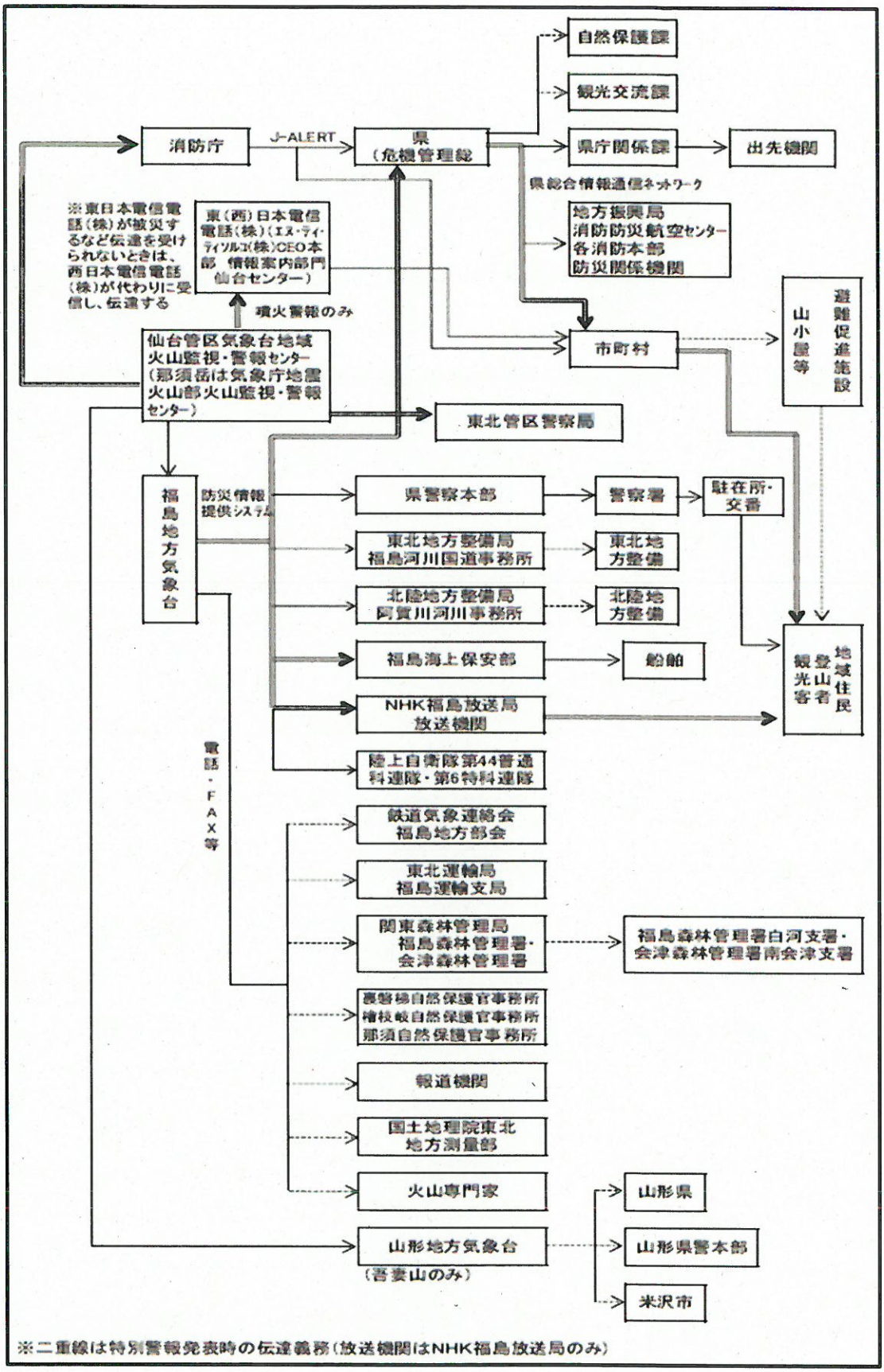

図６－２　噴火警報等の伝達系統図（山形県）

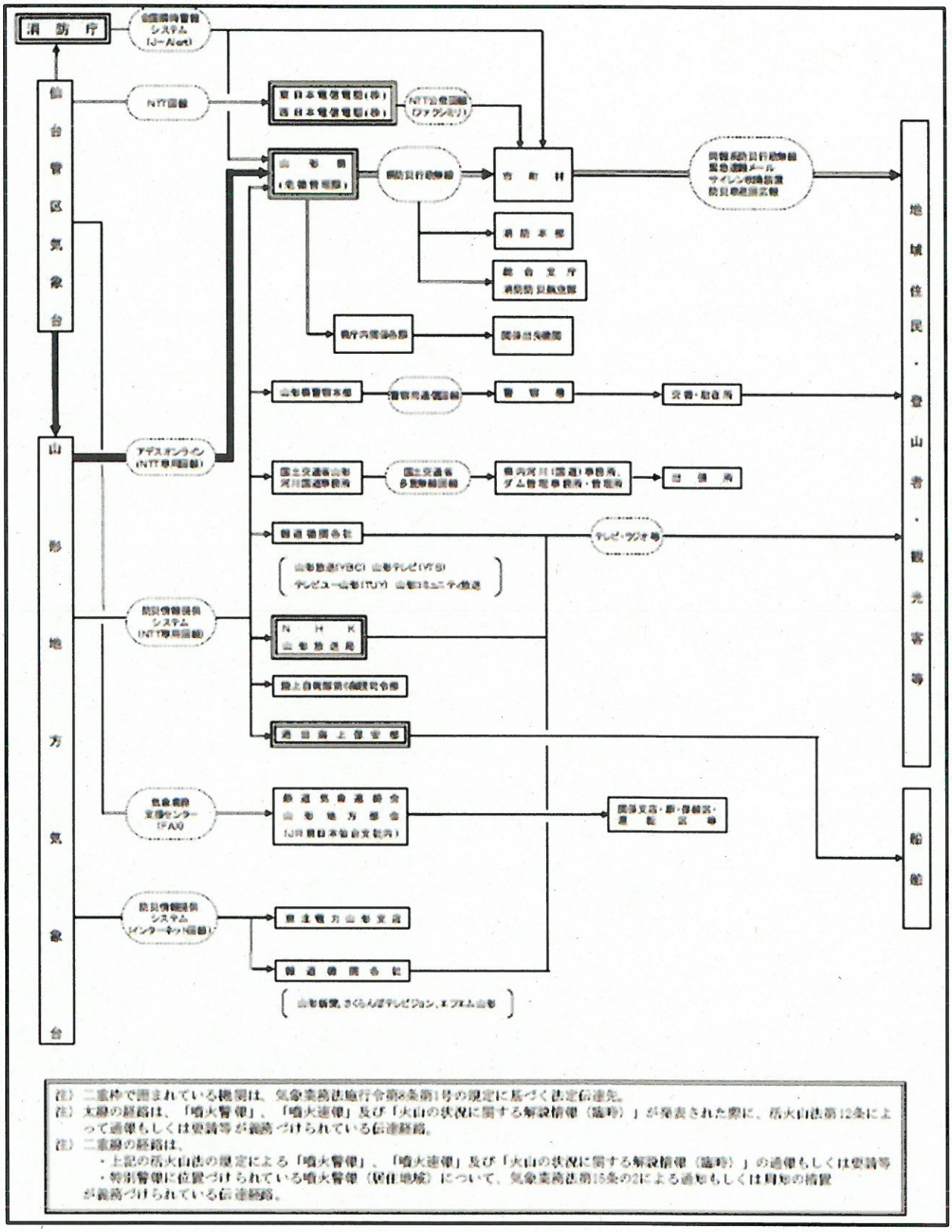

(3)　火山異常現象発見の通報

火山の異常現象等を発見した者は、災害対策基本法第 54 条（発見者の通報義務）により、市町村又は警察署等に通報する。

通報を受けた市町村又は警察署等は、下記の連絡系統図により速やかに関係機関へ連絡する。

①　吾妻山情報連絡系統図

図７－１　吾妻山情報連絡系統図（福島県）

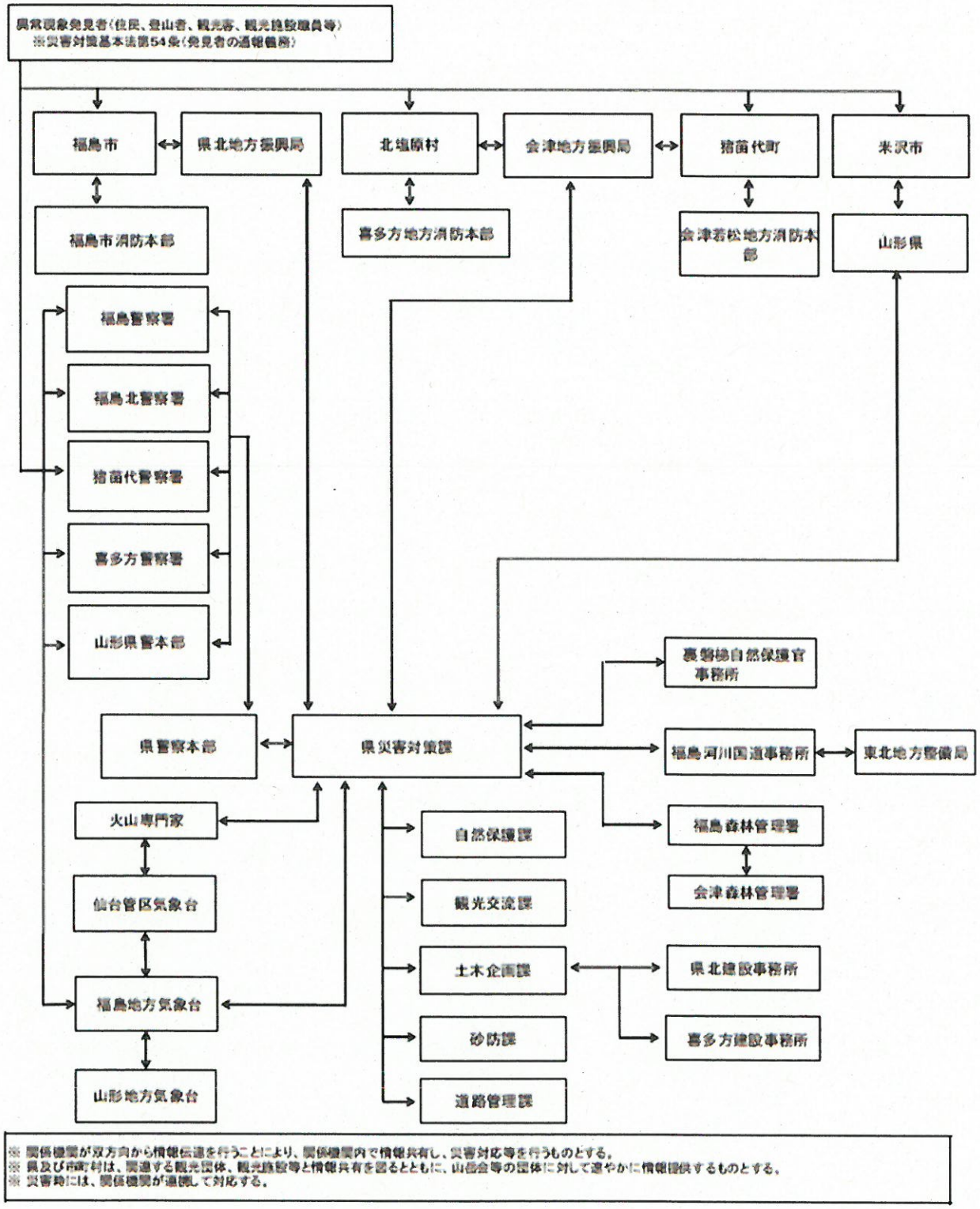

図７－２　吾妻山情報連絡系統図（山形県）

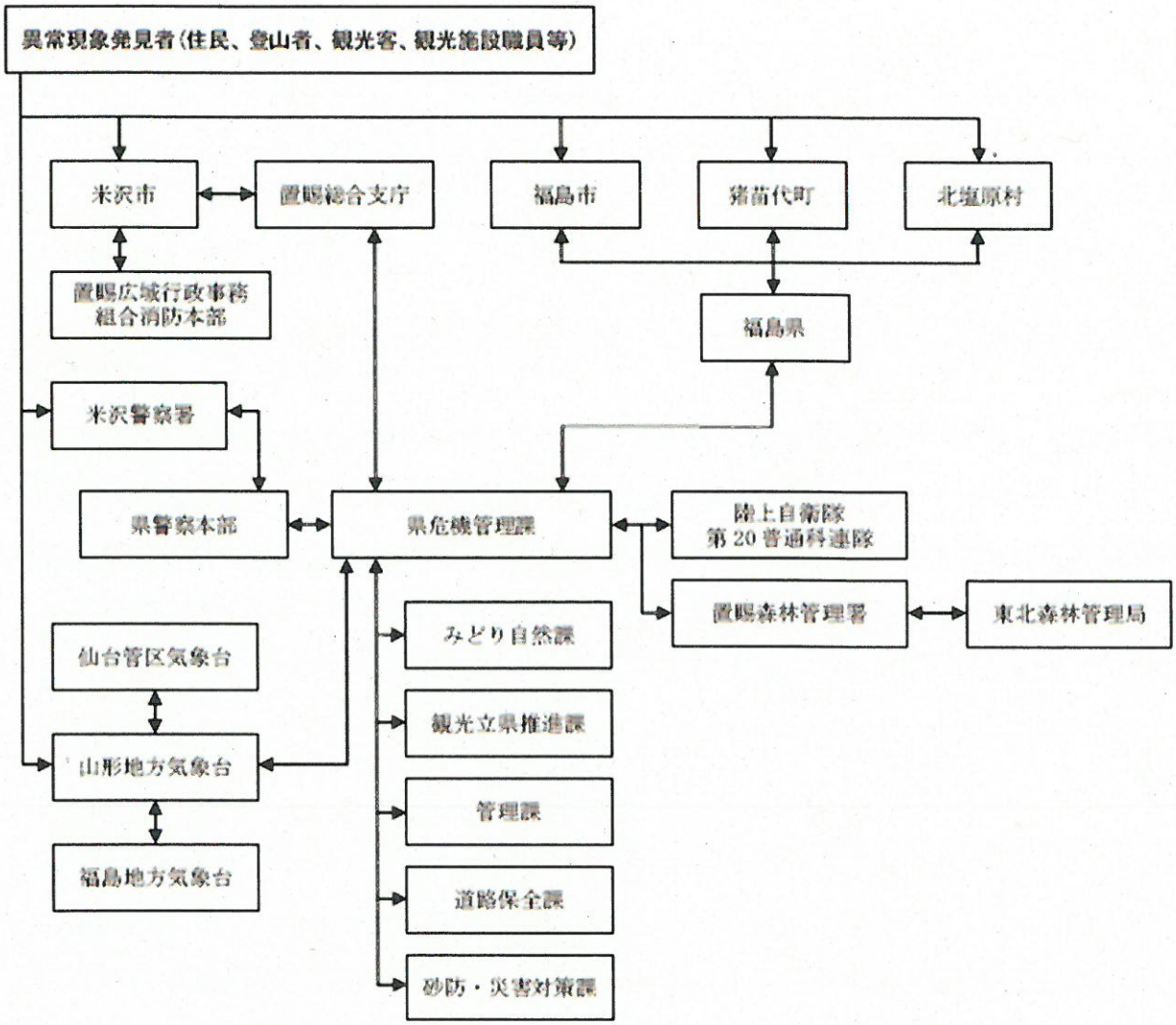

※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等を情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対しても速やかに情報提供するものとする。
※災害時には、関係機関が連携して対応する。

② 通報事項

ア 通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、表９のとおりである。

なお、住民や登山者・観光客及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生（発見）場所については正確な情報の把握に努める。

表９ 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	・山、崖等の崩壊 ・地割れ、土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	・噴気口及び火口の拡大、新たな火口等の発生 ・噴気及び噴煙の量の増減、山麓での降灰、噴石現象の有無 ・噴気及び噴煙の色、臭気、温度等の異常
○湧泉の異常	・新しい湧泉の発見 ・既存湧泉の枯渇 ・湧泉の量、成分、臭気、濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	・新しい地熱地帯の発見 ・地熱による草木の立ち枯れ等 ・動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	・水量、濁度、臭い、色、温度の異常 ・死魚の浮上 ・軽石、気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	・有感地震の発生や多発
○鳴動の発生	・山鳴り、火山雷の頻発

イ 異常現象の調査と速報

福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町、消防署職員及び警察官は、通報後、直ちに現場を調査し、次の内容を図７－１及び図７－２「吾妻山情報連絡系統図」により速報する。

○速報の内容

・発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
・発生場所（どこで確認されたか）
・発生による影響（住民、登山者・観光客等、動植物、施設への影響）

○気象庁の行動

通報を受けた仙台管区気象台は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

２．３　避難のための事前対策

(1)　避難の基本的な考え方

「吾妻山火山噴火緊急減災対策砂防計画」、「吾妻山火山防災マップ」及び「吾妻山噴火警戒レベル」に基づき、小・中規模噴火、または、それ以上の噴火により発生する噴石、降灰、土石流、融雪型火山泥流の被害予想地域の住民を対象とした「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」（以下、「避難勧告等」という。）の発令を基本とする。

本計画においては、浄土平地域を含む吾妻山一帯の登山者・観光客等の避難を対象とする。避難広報等を行う場合は、次の事項を重視する。

①　登山者・観光客等の生命身体の安全を第一優先に考えての避難広報

②　登山者・観光客等の避難については、福島県、福島市と浄土平観光施設が、火山情報の共有を図るとともに、浄土平観光施設職員が「浄土平火山活動対応マニュアル」により、登山者・観光客等への避難の呼びかけ及び誘導により避難させる。

(2)　火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準

火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準は、概ね表１０のとおりである。

表１０　火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準と範囲

情報の種類	発　令　基　準	範　囲
火口周辺規制	・噴火警戒レベル２（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（火口から1.5km以内）
入山規制	・噴火警戒レベル３（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（火口から４km 以内）
避難準備・高齢者等避難開始	・噴火警戒レベル４（避難準備）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 ・噴火警戒レベル３の段階で発令が必要と認められる場合	吾妻山火山防災マップの被害予想地域、 特に河川沿いの居住地域
避難勧告 避難指示（緊急）	・噴火警戒レベル５（避難）が発表され居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合	吾妻山火山防災マップの被害予想地域

(3)　避難勧告等の伝達方法

福島市、米沢市、猪苗代町は避難勧告等を発令した場合は、次の方法等で地域住民及び登山者・観光客等に伝達する。

①　防災行政無線
②　メール
③　県・市町ホームページ
④　市町広報車による広報
⑤　警察署、消防署、消防団による避難広報（車両、ヘリコプター等）
⑥　Ｌアラートの活用
⑦　道路に設置している「道路情報板」により広報
⑧　浄土平観光施設へは福島市から連絡し、浄土平観光施設職員により登山者・観光客等へ周知

(4)　避難対象地域及び避難所、避難経路（方向）

①　避難対象地域

本計画における対象地域は、噴火警戒レベル２及び３（噴火なし）の警戒範囲である火口から1.5km及び４km以内の地域を対象とする。

（図４「火口周辺規制及び入山規制の範囲」参照）

②　避難所

浄土平地域及び大穴火口周辺における登山者・観光客等の緊急的な避難所は、表１１のとおりである。

表１１　浄土平地域緊急的避難所

施　設　名	構造・面積
浄土平ビジターセンター	鉄骨　約458㎡
浄土平レストハウス	鉄筋　約1372㎡
浄土平天文台	鉄筋　約207㎡
吾妻小舎	木造
酸ヶ平避難小屋	木造　約21㎡
慶応吾妻山荘	鉄骨

③　避難経路（方向）

吾妻山（大穴火口）噴火時の避難方向は、表１２及び図８のとおりである。

表１２　避難方向

地　　域	避　難　方　向
浄土平	浄土平観光施設建物
浄土平湿原	吾妻小舎、鳥子平方向
吾妻小富士周回登山道	吾妻小富士東側方向（微温湯温泉方向）
一切経山登山道中腹付近	酸ヶ平避難小屋、鎌沼方向
一切経山頂上付近	五色沼方向（慶応吾妻山荘、家形山避難小屋）
鎌沼周辺	姥ケ原、東吾妻山方向
姥ケ原周辺	東吾妻山方向

図８　避難方向図

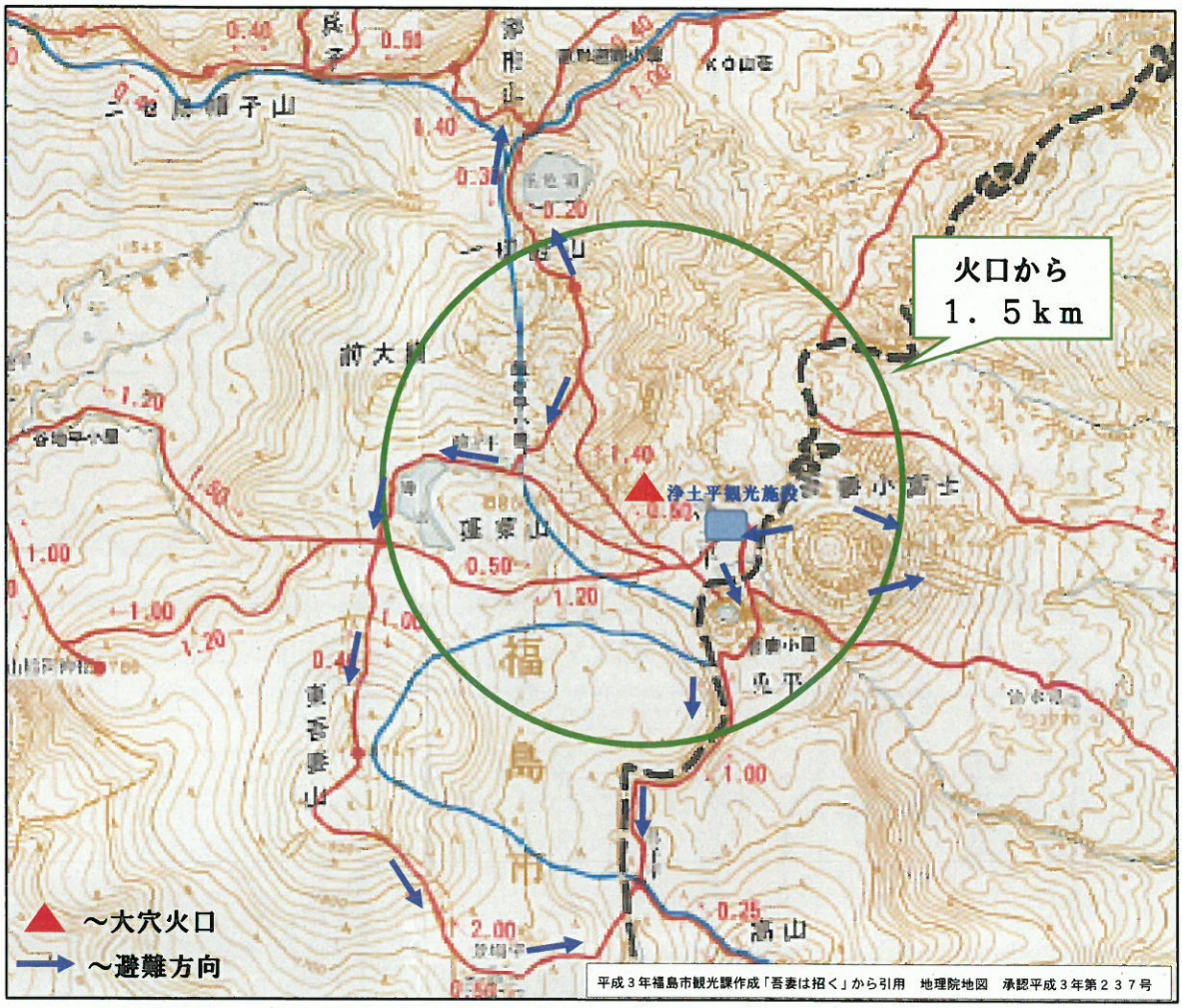

(5)　浄土平地域からの避難経路

①　噴火警戒レベル２及び３（噴火なし）が発表された場合

登山者・観光客等は、浄土平観光施設職員及び福島市職員の誘導等により、スカイラインを使用して「高湯」及び「土湯」方向に避難する。

②　突発的噴火が発生した場合

浄土平観光施設建物及び吾妻小舎等に避難後、浄土平観光施設職員の誘導等により、スカイラインを「土湯」方向に避難する。

(6)　避難手段の確保

浄土平地域及び吾妻山一帯登山道からの避難については、徒歩や自家用車等、各自の手段で避難することを基本とする。

また、突発的噴火発生により、浄土平地域等から逃げ遅れた登山者・観光客等の避難輸送として、福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、警察、消防、自衛隊等と連携して車両等の調整を図るとともに、平時から災害時応援協定等に基づく輸送手段の確保に向けた取組を進める。

２．４　救助体制の構築

(1)　救助に関する情報共有体制

福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、避難した浄土平観光施設職員、登山者・観光客等の情報及び登山届により、避難状況を確認し相互に情報提供する等、情報共有体制を構築する。

また、行方不明者が発生した場合の救助活動に関して、福島県、山形県が主体となり自衛隊、警察、消防等関係機関と連携協議し対応にあたる。

(2)　医療体制の整備

火山災害の場合、外傷等の直接的な被害を負う人に加え、火山灰の吸引による間接的な健康被害も考えられる。また、噴火による日常生活では経験しない自然現象の体験及び避難生活の長期化において、精神的な負担を抱える者が増大する。

このため、各自治体は市町医師会等と連携を図り、負傷者等の対応についての万全の医療体制を整備確立する。

(3)　ヘリポート及び医療機関

噴火時の負傷者を緊急的に医療機関へ搬送する場合のヘリポート及び緊急医療機関は、巻末資料３「ヘリポート及び救急医療機関一覧」のとおりである。

２．５　避難促進施設

浄土平地域の避難促進施設（平成 30 年 3 月 1 日福島市指定）は、表１３のとおりである。

表１３　避難促進施設

施設種別	施　設　名	住　所・連絡先
集客施設	浄土平ビジターセンター	福島市土湯温泉町字鷲倉山浄土平 ０２４２－６４－２１０５
	浄土平レストハウス	福島市土湯温泉町字鷲倉山浄土平 ０２４２－６４－２１００
	浄土平天文台	福島市土湯温泉町字鷲倉山浄土平 ０２４２－６４－２１０８

3　噴火時等の対応

本計画においては、火山の異常現象（火山性地震の多発、火山性微動の発生等）により、噴火警戒レベルが２もしくは３に引き上げられた場合と突発的な噴火が発生した場合の各県市町の防災対応等について記載する。

３．１　異常現象により噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合（噴火なし）の対応

(1)　防災体制

噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合、福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、それぞれの防災体制（表４－１、表４－２）をとるとともに協議会構成機関等と連携し対応にあたる。

協議会の構成機関は、吾妻山噴火警戒レベルで定められている火口周辺規制の範囲（大穴火口から1.5km以内）に基づき、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲等について協議する。協議後、火口周辺規制を実施するとともに浄土平観光施設と連携し、登山者・観光客等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

また、協議会は今後、噴火により噴火警戒レベルがさらに引き上げられた場合に備え、入山規制や登山客等の避難、救助活動などの防災対応について協議する。

(2)　情報収集・伝達

福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合、情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

①　福島県・山形県

噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合、各市町村、警察、自衛隊等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、住民、登山者・観光客等に対しては、県ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、防災ヘリコプター、ラジオ等により噴火警戒レベル２への引上げについて周知する。

②　福島市・米沢市・猪苗代町

噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合、各市町の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、メール等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、福島市は福島県と連携し、浄土平観光施設の浄土平ビジターセンター、浄土平レストハウス及び浄土平天文台に情報を提供し、浄土平観光施設職員から登山者・観光客等に周知する。

③　住民及び登山者・観光客等への広報内容（文例）

ア　住民及び登山者・観光客等向けの広報文（防災行政無線・広報車等）

> こちらは、○○市です。
> 本日、午前（午後）○時○○分、吾妻山に噴火警報（火口周辺）が発表され、
> 噴火警戒レベルが２（火口周辺規制）に引き上げられました。
> 大穴火口から半径1.5km以内に火口周辺規制がかかりました。
> 火口から1.5km以内は、立ち入り禁止となりますので絶対立ち入らないで
> ください。規制範囲内にいる方は、直ちに、規制範囲外へ避難してください。
> 今後の吾妻山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
> （以上、繰り返し）

イ　メール文

> こちらは、○○市です。
> 本日、午前（午後）○時○○分、吾妻山に噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベルが２（火口周辺規制）に引き上げられました。
> 大穴火口から半径1.5km以内に火口周辺規制がかかりました。
> 火口から1.5km以内は、立ち入り禁止となりますので絶対立ち入らないでください。規制範囲内にいる方は、直ちに、規制範囲外へ避難してください。
> 今後の吾妻山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

(3)　浄土平地域からの登山者・観光客等の避難誘導

①　福島県及び福島市から噴火警戒レベル引上げの情報を受けた浄土平観光施設は、施設職員が連携協力し、「浄土平火山活動対応マニュアル」に基づき、登山者・観光客等の避難誘導等を行い、浄土平地域から規制範囲外への避難を呼びかける。

この際、状況により福島市は、浄土平観光施設職員と連携し、登山者・観光客等の避難誘導等を行う。

②　巻末資料４「浄土平火山活動対応マニュアル」

(4)　市町職員の登山口等への配置

福島市、米沢市、猪苗代町は、担当の登山口に市町職員を市町災害対策本部等が示す時期まで配置し、下山する登山者・観光客等を把握するとともに下山者から吾妻山の状況を聴取する。

また、設置されている登山届ボックスから登山者を把握する。

福島市は、スカイライン高湯・土湯ゲートにも職員を配置し下山者を把握する。

(5)　道路・登山道規制

①　噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合、表１４のとおりスカイライン及び吾妻山の登山道を規制する。

②　スカイライン通行止めの情報提供

道路管理者（福島県）は、ＦＡＸ等で関係機関へスカイライン通行止めの情報を提供するとともにホームページにより住民等へ周知する。

表１４　スカイライン・登山道規制

レベル	スカイライン	登山道（通行止め）
2	通行止め	①五色沼分岐～一切経山頂～酸ガ平～浄土平 ②酸ヶ平～姥ケ原～浄土平 ③鳥子平～浄土平 ④微温湯登山口～吾妻小富士北側 ⑤仁田沼～浄土平
3	通行止め	入山規制により大穴火口から半径４km 以内のすべての登山道通行止め

(6)　規制看板設置

噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合に福島県、福島市、米沢市、猪苗代町は、表６及び図５－１、図５－２、図５－３及び図５－４により、担当地域へ規制看板（火口周辺規制）を設置する。

３．２　異常現象により噴火警戒レベルが２から３に引き上げられた場合の対応

⑴　防災体制

噴火警戒レベルが２から３に引き上げられた場合、福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、それぞれの防災体制（表４－１、表４－２）をとるとともに協議会構成機関等と連携し対応にあたる。

協議会の構成機関は、吾妻山噴火警戒レベルで定められている入山規制の範囲（大穴火口から４km 以内）に基づき、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲等について協議する。協議後、入山規制を実施するとともに、登山者・観光客等を安全に規制範囲外（大穴火口から半径４km 以外）へ避難誘導等の処置を行う。

⑵　情報収集・伝達

福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、噴火警戒レベルが２から３に引き上げられた場合、情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

①　福島県・山形県

噴火警戒レベルが２から３に引き上げられた場合、各市町村、警察、自衛隊等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、住民、登山者・観光客等に対しては、県ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、防災ヘリコプター、ラジオ等により噴火警戒レベル３への引上げについて周知する。

②　福島市・米沢市・猪苗代町

噴火警戒レベルが２から３に引き上げられた場合、各市町の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、メール等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

③　住民及び登山者・観光客等への広報内容（文例）

ア　住民及び登山者・観光客等向けの広報文（防災行政無線・広報車等）

> こちらは、○○市です。
> 本日、午前（午後）○時○○分、吾妻山の噴火警戒レベルが２から３に引き上げられました。
> 大穴火口から半径４km 以内に入山規制がかかりました。
> 大穴火口から４km 以内は、立ち入り禁止となりますので絶対立ち入らないでください。規制範囲内にいる方は、直ちに、規制範囲外へ避難してください。
> 今後の吾妻山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
> （以上、繰り返し）

イ　メール文

> こちらは、○○市です。
> 本日、午前（午後）○時○○分、吾妻山の噴火警戒レベルが２から３に引き上げられました。
> 大穴火口から半径４km 以内に入山規制がかかり、立ち入り禁止となりますので絶対立ち入らないでください。
> 規制範囲内にいる方は、直ちに、規制範囲外へ避難してください。
> 今後の吾妻山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

(3)　登山者・観光客等の避難誘導

福島県、山形県は噴火警戒レベルが２から３に引き上げられた場合には、県防災ヘリコプターによる上空からの避難広報及びラジオ、メール等により規制範囲からの避難を登山者・観光客等に対して行う。

(4)　市町職員の登山口等への配置

噴火警戒レベル２と同様に福島市、米沢市、猪苗代町は、担当の登山口に市町職員を市町災害対策本部等が示す時期まで配置し、下山する登山者・観光客等を把握するとともに、下山者から吾妻山の状況を聴取する。

また、設置されている登山届ボックスから登山者を把握する。

(5)　道路・登山道規制

３．１「異常現象により噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合」の対応に準ずる。

(6)　規制看板設置

噴火警戒レベルが２から３に引き上げられた場合、福島市、米沢市、猪苗代町は、噴火警戒レベル２と同様に担当地域へ規制看板（入山規制）を設置する。

３．３　突発的に噴火が発生した場合の対応

(1)　防災体制

突発的に噴火が発生した場合、福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとるとともに、協議会等関係機関と連携し避難対応にあたる。

なお、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

また、福島県は、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会では、気象庁からの情報及び火山専門家からのアドバイス等により規制の範囲、火山灰、降灰後の土石流、また、冬季間であれば融雪型火山泥流等の対応について協議する。

(2)　情報収集・伝達

福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、突発的に噴火が発生した場合、噴火に関する情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

①　福島県・山形県

突発的に噴火が発生した場合、各市町村、警察、自衛隊等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、県ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、ラジオ、防災ヘリコプター（飛行可能な場合のみ）等を活用し、また、各市町が住民等に対して行う周知活動を支援する。

②　福島市・米沢市・猪苗代町

突発的に噴火が発生した場合、各市町の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、メール等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、福島市は福島県と連携し、浄土平観光施設と連絡を図り、浄土平地域の状況を把握する。

③　住民及び登山者・観光客等への広報内容（文例）

ア　住民及び登山者・観光客等向けの広報文（防災行政無線・広報車等）

> こちらは○○市です。
> 本日、午前（午後）○時○○分、吾妻山の大穴火口で噴火が発生しました。
> 大穴火口より半径４ｋｍ以内は、入山規制となり立ち入り禁止となりますので、絶対立ち入らないでください。
> 規制範囲内にいる方は、直ちに、建物や安全な場所に避難して、身を守る行動をとってください。
> 今後の吾妻山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
> （以上、繰り返し）

イ　メール文

> こちらは、○○市です。
> 本日、午前（午後）○時○○分、吾妻山の大穴火口で噴火が発生しました。
> 大穴火口より半径４ｋｍ以内は、入山規制となり立ち入り禁止となりますので、絶対立ち入らないでください。
> 規制範囲内にいる方は、直ちに、建物や安全な場所に避難して、身を守る行動をとってください。
> 今後の吾妻山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

(3)　浄土平地域の登山者・観光客等の避難誘導

噴火発生に伴い、浄土平観光施設職員は、「浄土平火山活動対応マニュアル」に基づき、連携協力し、登山者・観光客等を観光施設建物等へ避難誘導する。避難状況を福島市へ逐次報告し福島市は、福島県をはじめ関係機関へ報告する。

浄土平観光施設職員の噴火時の対応等は、主に次のとおりである。

①　噴火発生認知を福島市危機管理室へ通報（固定電話もしくは衛星携帯電話）
②　登山者・観光客等への避難広報（ハンドマイク、既設スピーカー等による）
③　登山者・観光客等を各施設建物への避難誘導
④　避難者の把握及び負傷者の応急処置
⑤　福島市危機管理室への対応報告
⑥　避難車両誘導（スカイライン土湯方向が通行可能の場合）
⑦　残置車両確認、登山者カード把握
⑧　避難状況等を福島市危機管理室へ報告

(4)　市町職員の登山口等への配置

福島市、米沢市、猪苗代町は、担当の登山口に市町職員を市町災害対策本部等が示す時期まで配置し下山する登山者・観光客等を把握するとともに、下山者から吾妻山の状況を聴取する。

また、設置されている登山届ボックスから登山者を把握する。

なお、福島市は、スカイライン土湯ゲートにも職員を配置する。

(5)　下山者からの情報収集

各登山口等において下山者から吾妻山の状況を把握するとともに、ラジオ等の報道機関から下山者等に対し呼びかけ、吾妻山の状況及び避難状況等の情報を収集する。

(6)　緊急的な避難所の開設

福島市、米沢市、猪苗代町は、下山者を受け入れる緊急的な避難所を開設する。
各登山口及びスカイライン土湯ゲートの市町職員は、下山者を近傍の避難所に誘導する。
緊急的下山者避難所は表１５のとおりである。

表１５　緊急避難所

避難所名	登山口等	担当市町
高湯温泉　こぶし荘	・不動沢登山口	福島市
土湯温泉　サンスカイつちゆ	・仁田沼登山口 ・微温湯登山口 ・高山登山口 ・女沼登山口	
天元台ロープウェイ湯元駅	・天元台スキー場登山口 ・若女平登山口	米沢市
市沢集会所	・蒲谷地登山口 ・金堀登山口	猪苗代町

(7)　道路・登山道規制

「表１４」に準ずる

(8)　規制看板設置

突発的に噴火が発生した場合、福島県、福島市、米沢市、猪苗代町は、表６及び図５－１、図５－２、図５－３及び図５－４により、担当地域へ規制看板を設置する。

３．４　救助活動

(1)　行方不明者の把握

福島市、米沢市、猪苗代町は、警察と連携し登山届からの登山者の情報及び各登山口に下山してきた登山者からの情報並び家族等からの通報により、行方不明者を把握し、各県及び協議会に報告し情報の共有を図る。

(2)　救助活動の体制

①　合同調整所（現地合同指揮所）等の設置

捜索救助にあたる自衛隊、警察、消防（以下、「捜索３隊」という。）は救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。各市町は合同調整所等の設置場所及びヘリポートの要請があった場合には、場所等を提供するものとする。

②　救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や救助活動実施の際には、捜索３隊に加え、必要に応じ、火山専門家、気象庁をはじめ、国土交通省、林野庁、環境省等が支援を行う。

③　救助活動の範囲

福島県、山形県、関係市町及び捜索３隊は、監視・観測データ等により予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等について、気象庁、火山専門家、国土交通省等からの情報提供や助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

④　活動基準の設定

捜索３隊は、噴火時等において、二次災害を防止し円滑な救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。

各隊の現場指揮官は、噴火時等における救助活動の可否の判断を速やかに行い、各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所等から災害対策本部等に速やかに報告する。

火山専門家、気象庁、国土交通省等は、監視観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

表１６　天候や火山活動による活動基準

活動基準の種類	内　　容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後３時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から７時間先まで降雨の見通しがないことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素（H_2S）：10ppm 二酸化硫黄（SO_2）：２ppm

（参考）御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書

⑤　活動部隊の退避等が可能な場所の設定

捜索３隊は、救助活動中に異常現象が発生した場合や噴火した場合に、一時的に活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するため、複数の避難所等を設定する。

(3)　医療活動

行方不明者を発見し負傷している場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して受入れ等の協力を求めるものとする。

また、福島県、山形県は必要に応じて速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣について要請する。

３．５　災害対策基本法に基づく警戒区域

福島市、米沢市、猪苗代町は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために特に必要があると認めるときは、福島県及び山形県と連携して警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者・観光客等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、協議会の構成機関による合同会議等で協議し設定する。

３．６　報道機関への対応

⑴　福島県

協議会の事務局である福島県は、協議会の構成機関や観光関係団体等と情報を共有し、協議会で協議した対応方針や防災対応の状況についての情報を発信するとともに、報道機関からの取材・問い合わせに適時対応する。なお、専門的な説明が必要となる場合は、適宜、協議会の構成機関に対応を依頼する。

また、必要に応じて関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見では、関係機関が役割に応じて説明・対応する。（火山地域全体の防災対応の状況＝福島県、住民・登山者等の避難や避難所等の状況＝市町村、噴火警報や火山の活動状況＝気象庁、火山活動に係わる専門的知見からの解説＝火山専門家、道路等の規制状況＝警察、道路管理者）

⑵　山形県・福島市・米沢市・猪苗代町

山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、協議会としての体制が整うまでの間や、地域住民及び観光客等への対応等に関する情報を発信する場合に備えて、山形県及び各市町としても報道機関対応の窓口を設置する。

４　緊急フェーズ後の対応

４．１　規制範囲の縮小又は解除

規制を実施している各市町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、福島県・山形県と連携して関係機関と協議する。

また、規制範囲を縮小または解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

なお、福島県、山形県及び各市町は、気象庁、火山専門家等による規制範囲内の観測機器の復旧及び現地調査の活動を支援する。

４．２　風評被害対策

協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

福島県、山形県、福島市、米沢市及び猪苗代町は、噴火活動の沈静後、協議会の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、積極的な観光ＰＲ活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

5　平常時からの防災啓発と訓練

5．1　防災啓発と学校等での防災教育

(1)　住民、登山者・観光客等への防災啓発

福島市、米沢市、猪苗代町は、住民及び登山者・観光客等への啓発方法等について協議会で協議する。

また、火山防災パンフレット等の作成配布や火山についての説明会や防災講演会等を気象庁と協力して開催するなど、住民及び登山者・観光客等の防災意識の高揚を図る。

福島県及び山形県は、パンフレット作成や説明会、講演会等の支援を行う。

(2)　平常時からの登山者・観光客等への周知

①　浄土平地域を訪れる登山者・観光客等に対して、福島市作成の「吾妻山を訪れる観光客・登山客の皆様へ」の周知チラシを浄土平観光施設に掲示及び観光客等に配布し、噴火した場合の対応等を平常時から周知する。

②　巻末資料５周知チラシ「吾妻山を訪れる観光客・登山客の皆様へ」参照

(3)　学校での防災教育

福島県、山形県、福島市、米沢市、猪苗代町は、協議会の構成機関と連携し、学校への出前講座や啓発用教材の作成支援等、学校における防災教育を推進する。

5．2　防災訓練

噴火時等の防災対応を円滑かつ迅速に行うために、協議会主催の訓練及び浄土平観光施設避難確保計画により、定期的に防災訓練を行うものとする。

なお、浄土平観光施設避難確保計画による訓練については、協議会が支援する。

巻　　末　　資　　料

・巻末資料１　「規制看板（案）」
・巻末資料２　「規制看板設置細部位置」
・巻末資料３　「ヘリポート及び救急医療機関一覧」
・巻末資料４　「浄土平火山活動対応マニュアル」
・巻末資料５　周知チラシ「吾妻山を訪れる観光客・登山者の皆様へ」

吾妻山へ登山される皆様へ　（案）

巻末資料１

吾妻山は、噴火警戒レベル「２」火口周辺警報が発表され、現在も継続中です。
大穴火口から半径１．５ｋｍ以内（下図の赤線）が火口周辺規制として立ち入りを禁止しています。
規制範囲内には、絶対に立ち入らないでください。

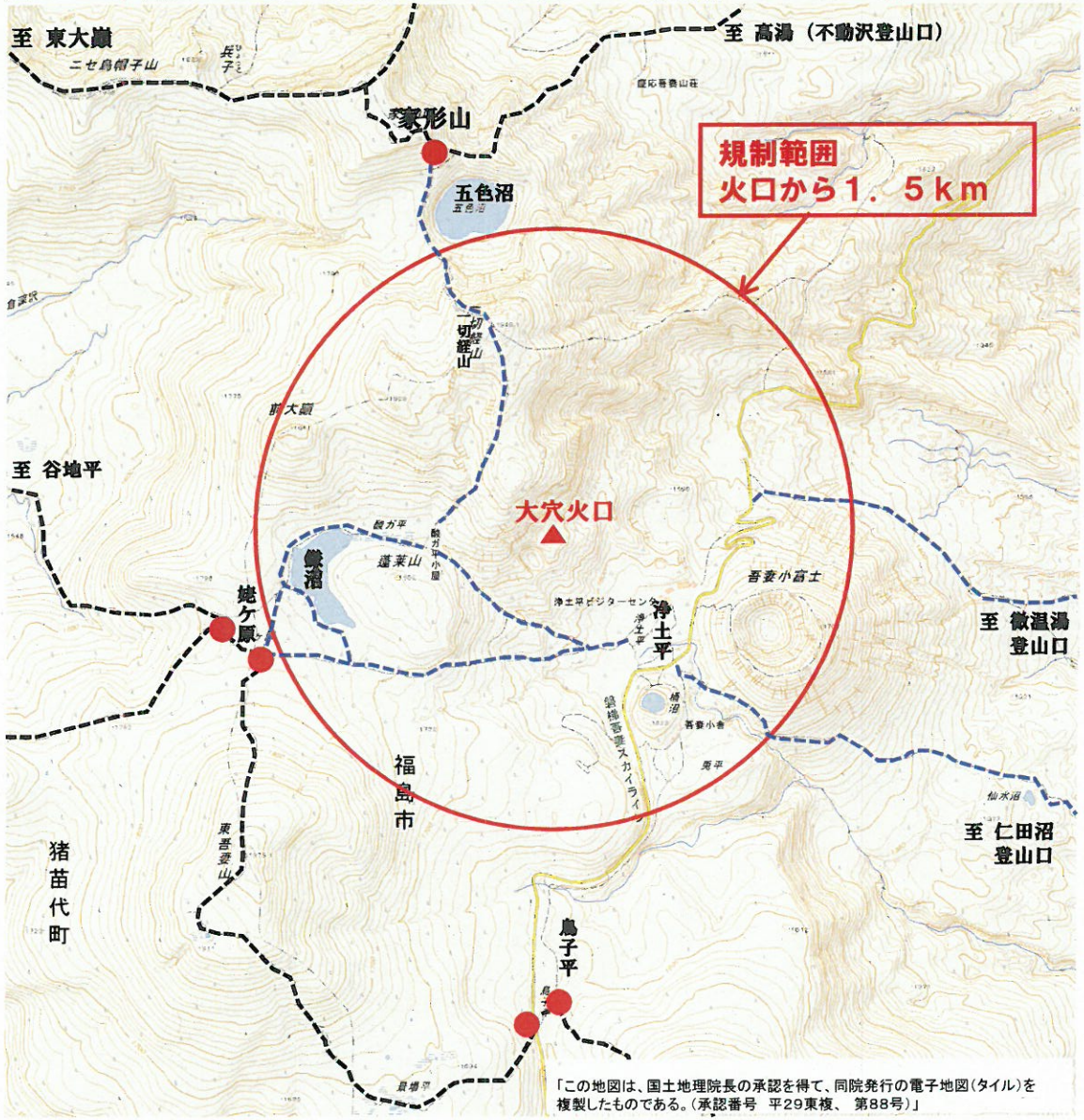

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、　第88号）」

※地図上の青点線の登山道は
通行を禁止しています。

- 家形山～一切経山～酸ガ平
- 姥ケ原～酸ヶ平
- 姥ケ原～浄土平
- 微温湯～吾妻小富士北側
- 仁田沼～浄土平

※地図上の●位置に周知看板を
設置しています。

- 家形山西三叉路
- 姥ケ原西三叉路
- 姥ケ原南四叉路
- 鳥子平登山口
- 鳥子平三叉路

【吾妻山火山防災協議会】

福島県：①五色沼分岐設置位置

規制看板設置細部位置

巻末資料2－1

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、 第88号）」

福島県：②姥ヶ原西三叉路　③姥ヶ原望奈美四叉路設置位置

巻末資料2－2

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、 第88号）」

福島県：④鳥子平登山口　⑤鳥子平三叉路設置位置

巻末資料2－3

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、 第88号）」

福島市：①不動沢橋設置位置

巻末資料2－4

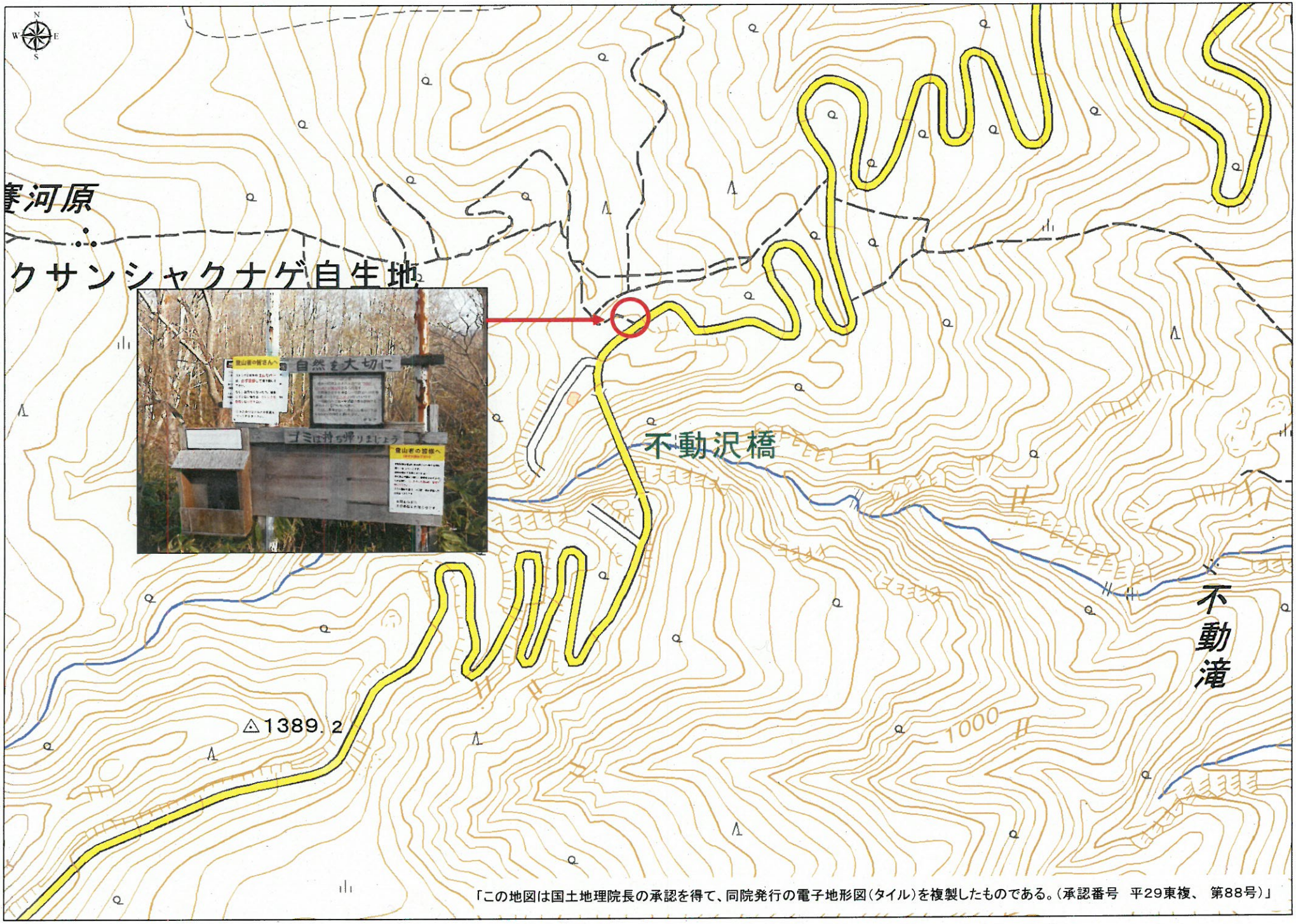

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、　第88号）」

福島市：②微温湯登山口設置位置

巻末資料2－5

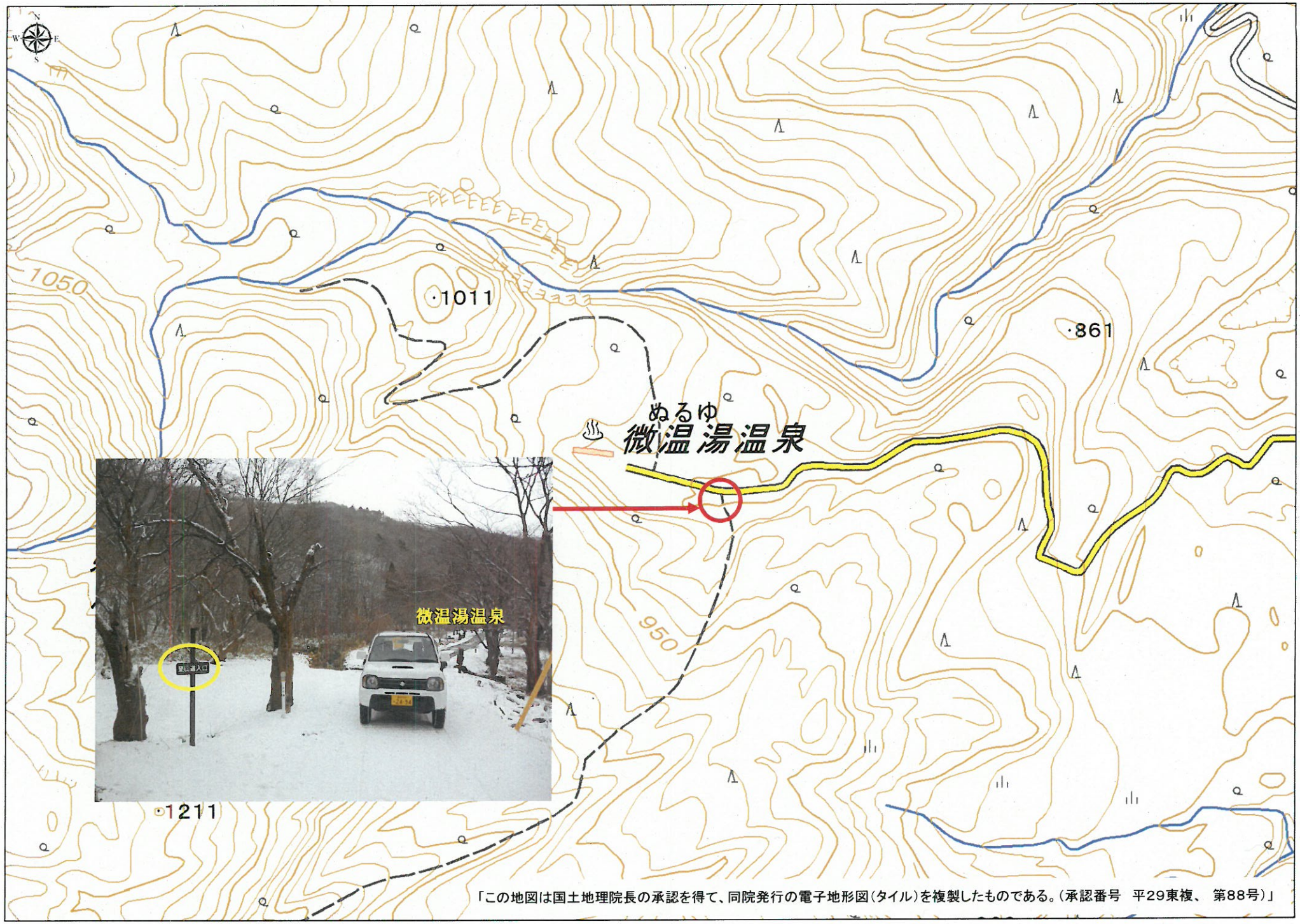

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、 第88号）」

福島市：③仁井田沼駐車場設置位置

巻末資料2－6

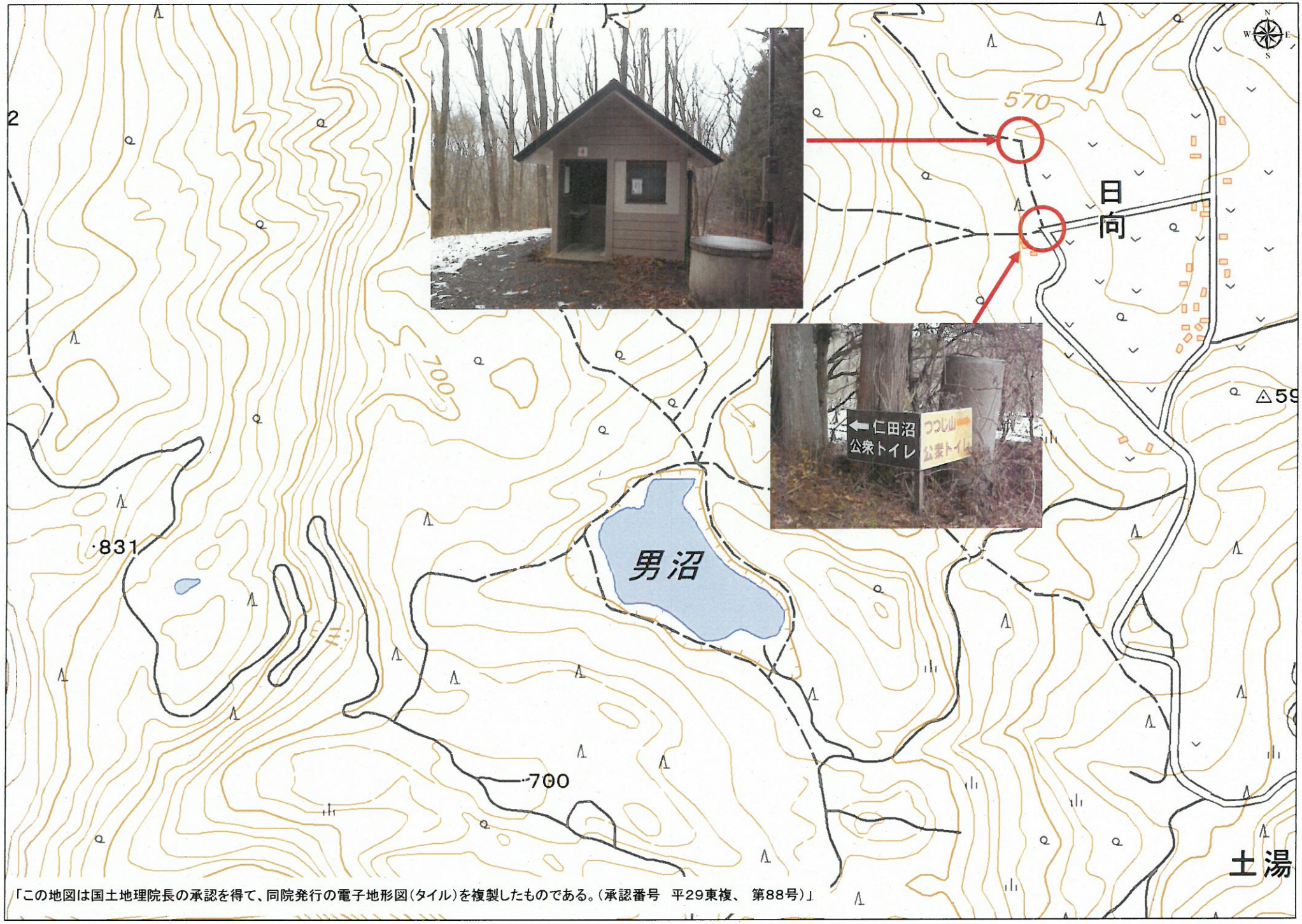

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、 第88号）」

福島市：④高山登山口設置位置

巻末資料2－7

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、 第88号）」

福島市:⑤男沼登山口設置位置

巻末資料2－8

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号　平29東複、 第88号)」

福島市:⑥女沼北東地域設置位置

巻末資料2－9

福島市：⑦幕川温泉登山口設置位置

巻末資料2－10

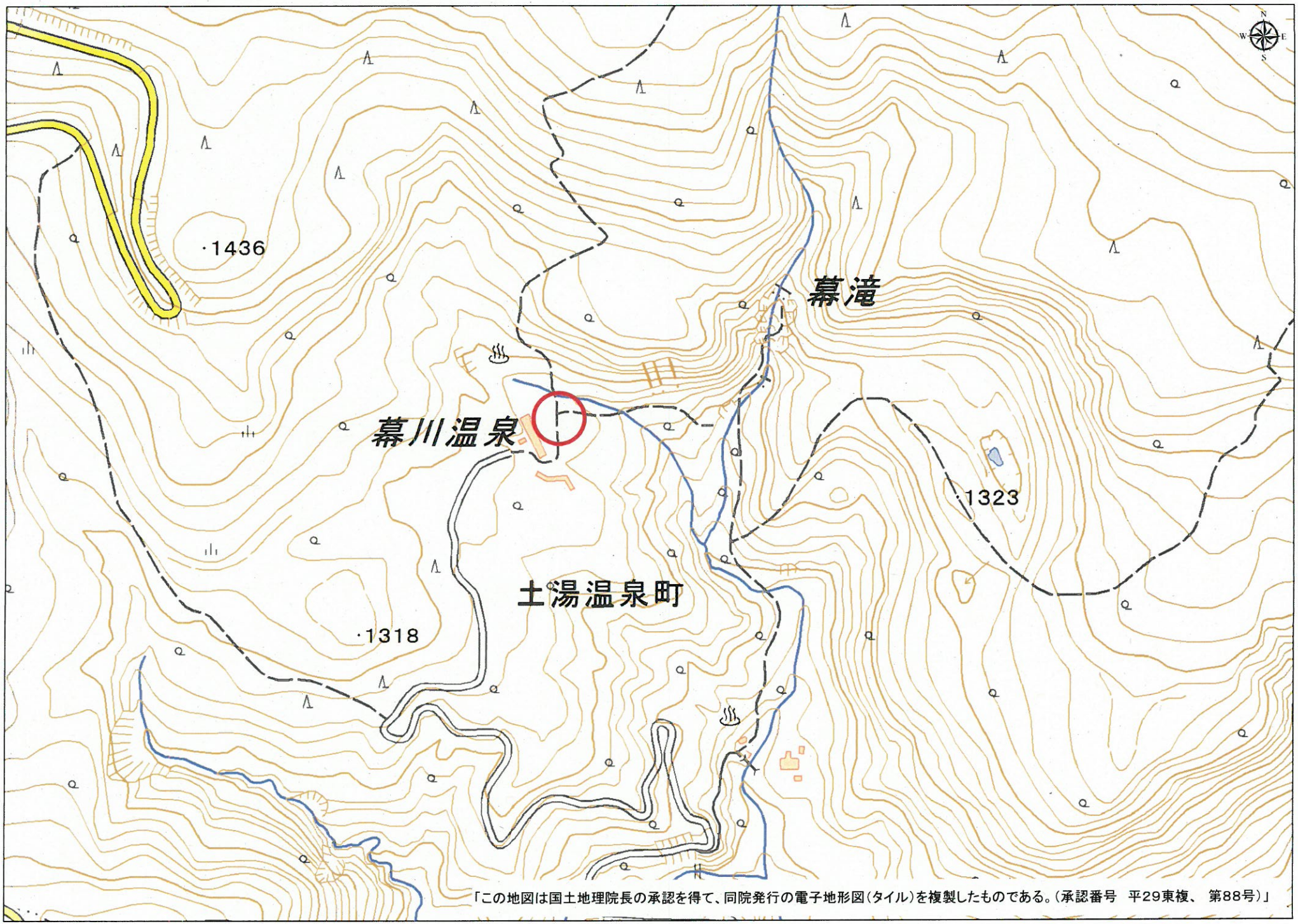

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、　第88号）」

米沢市:①板谷地区看板設置位置

巻末資料2－11

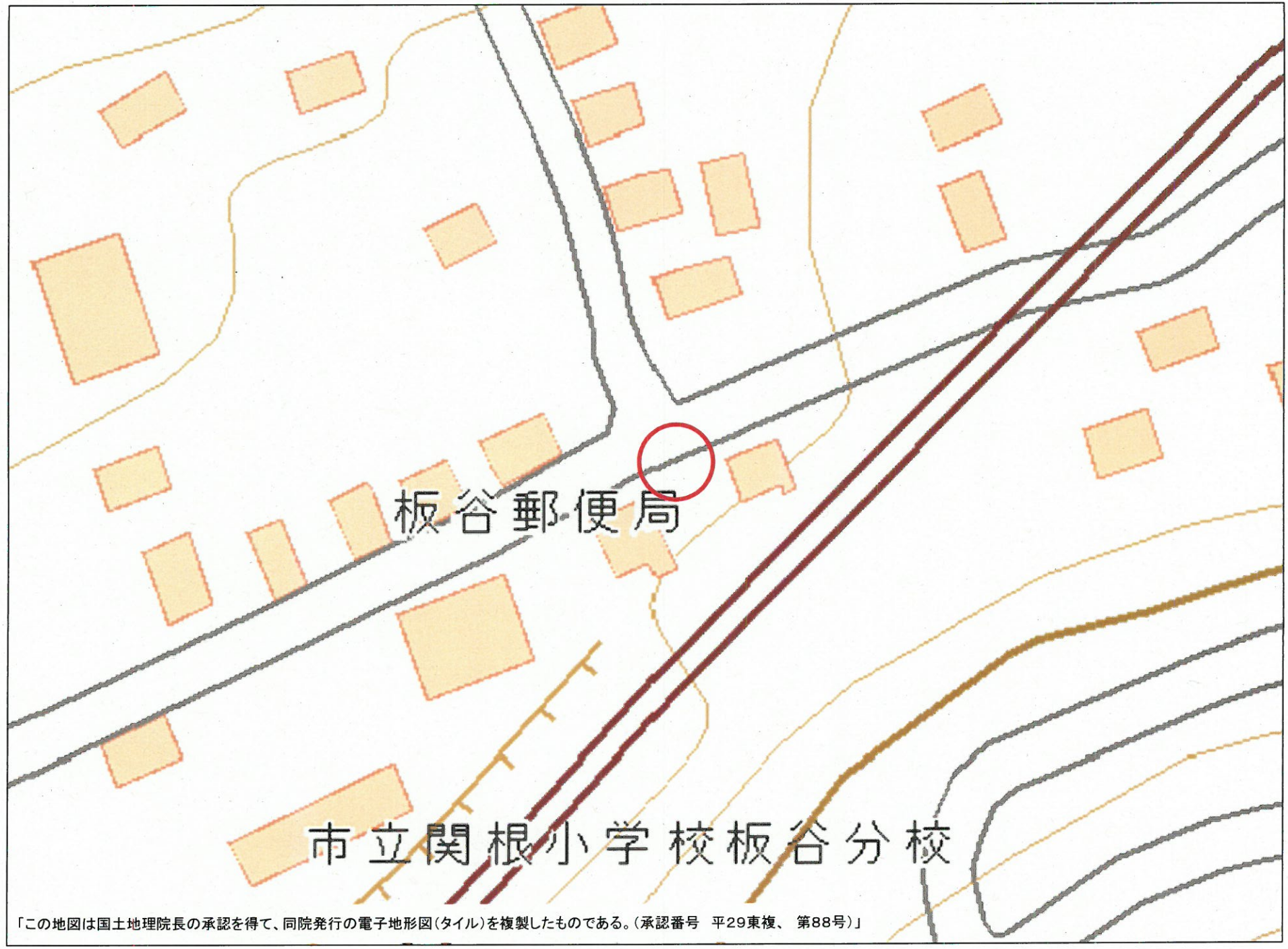

米沢市:②滑川温泉看板設置位置

巻末資料2－12

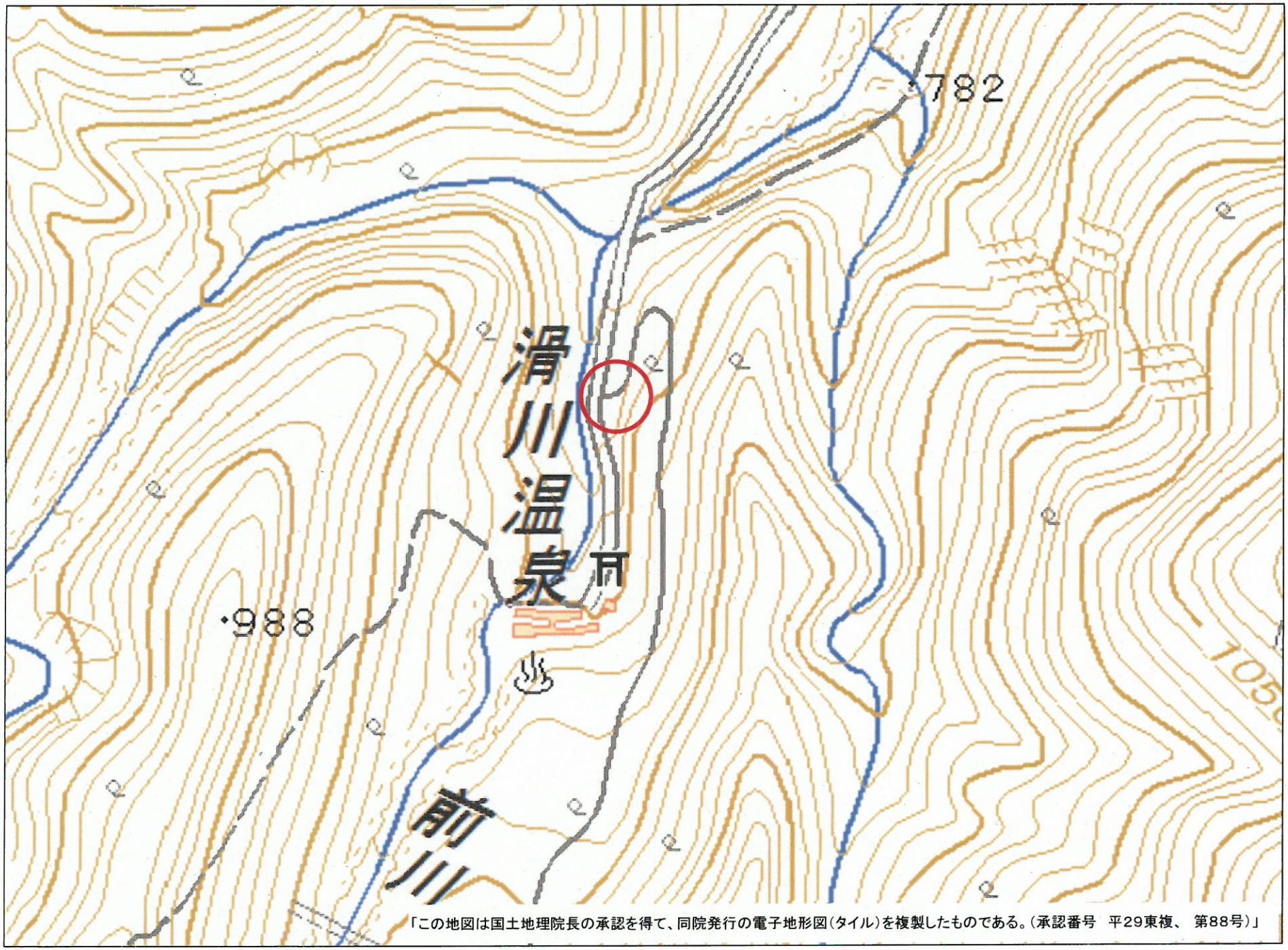

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号　平29東複、 第88号)」

米沢市：③不忘閣跡（大平温泉北側）看板設置位置

巻末資料2－13

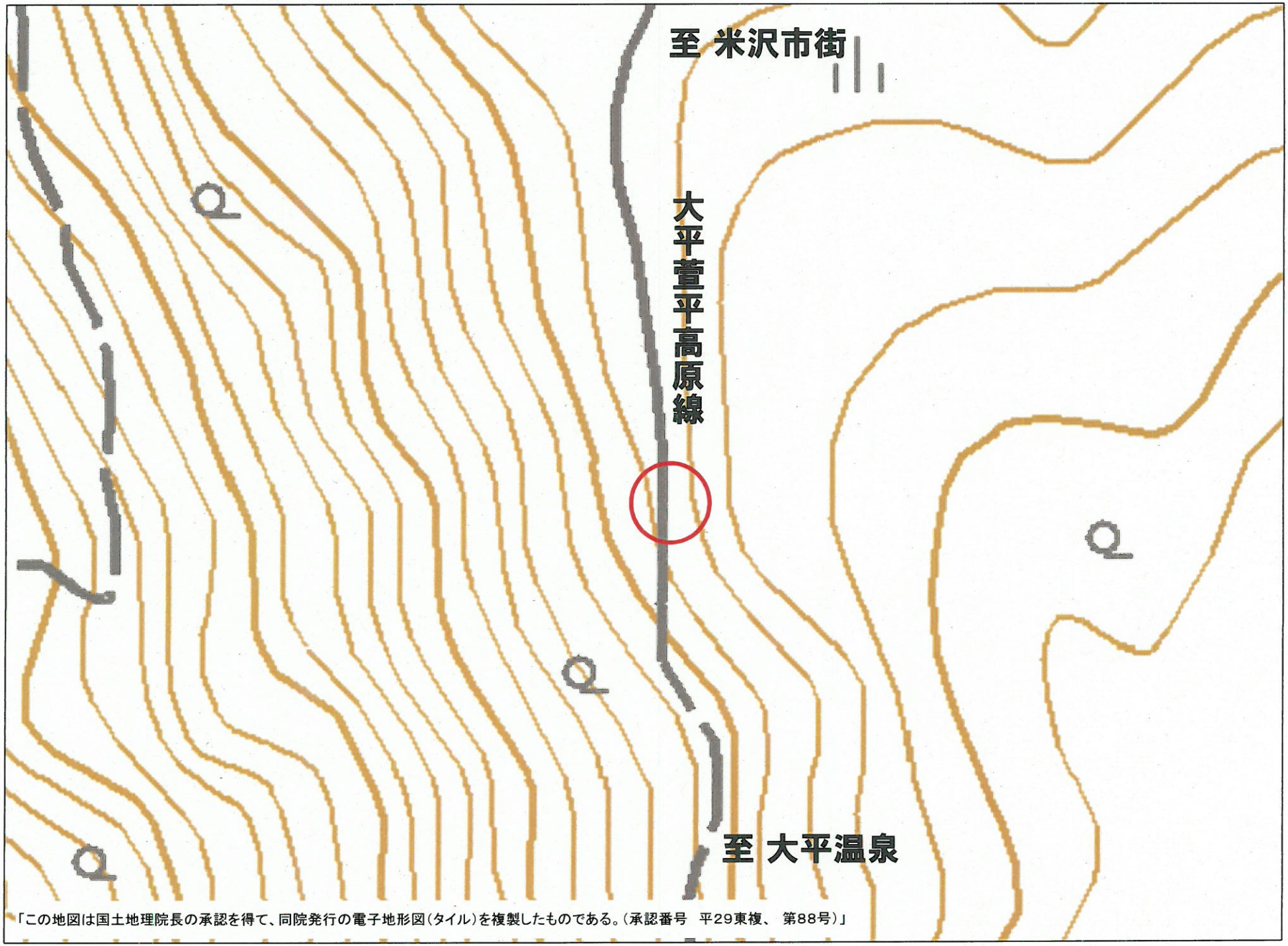

米沢市:④白布温泉看板設置位置

巻末資料2－14

米沢市：⑤天元台ロープウェイ湯元駅看板設置位置

巻末資料2－15

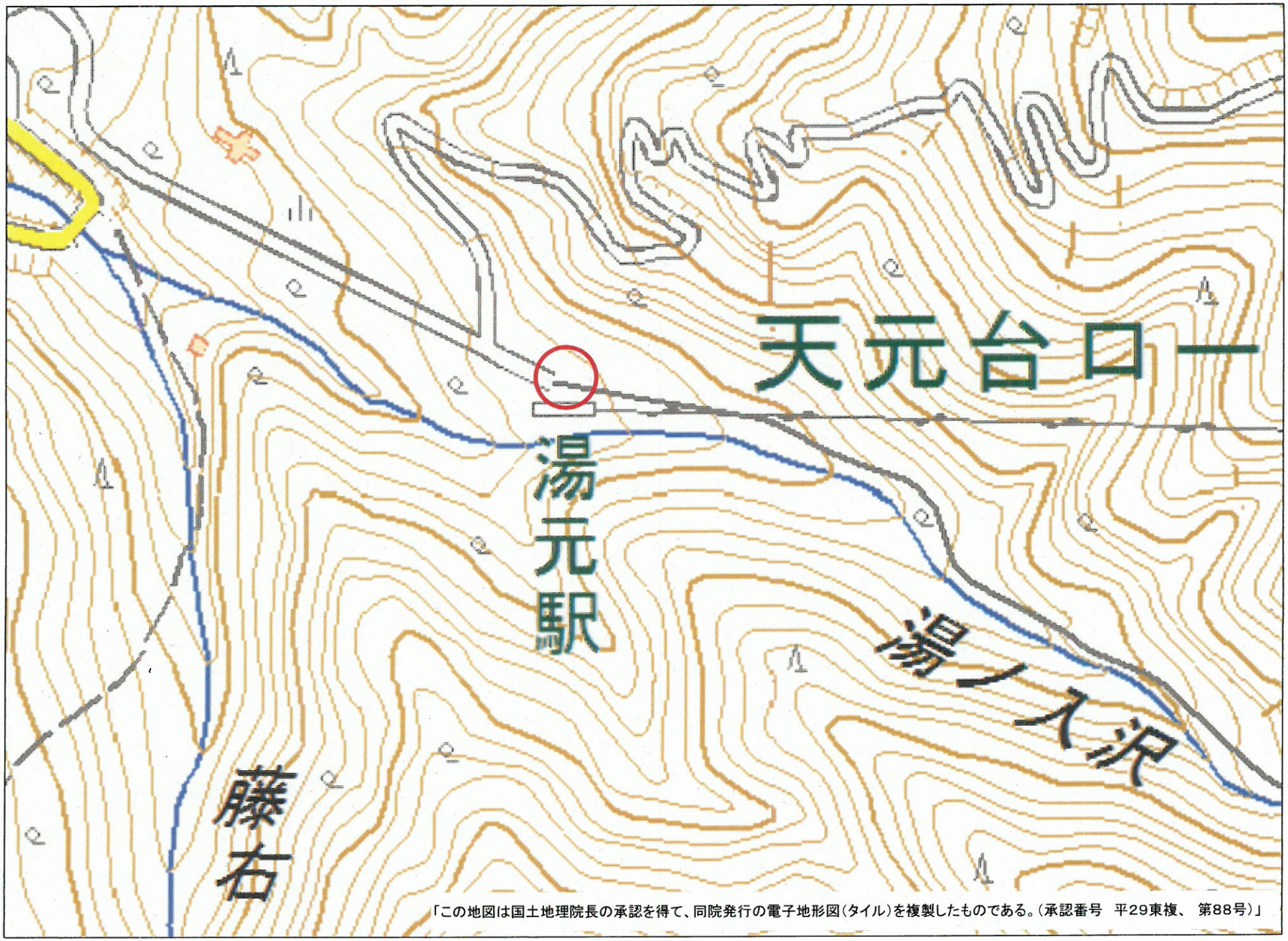

猪苗代町:①蒲谷地地域設置位置

巻末資料2－16

猪苗代町：②金堀地域設置位置

巻末資料2－17

猪苗代町：③下の土湯地域設置位置

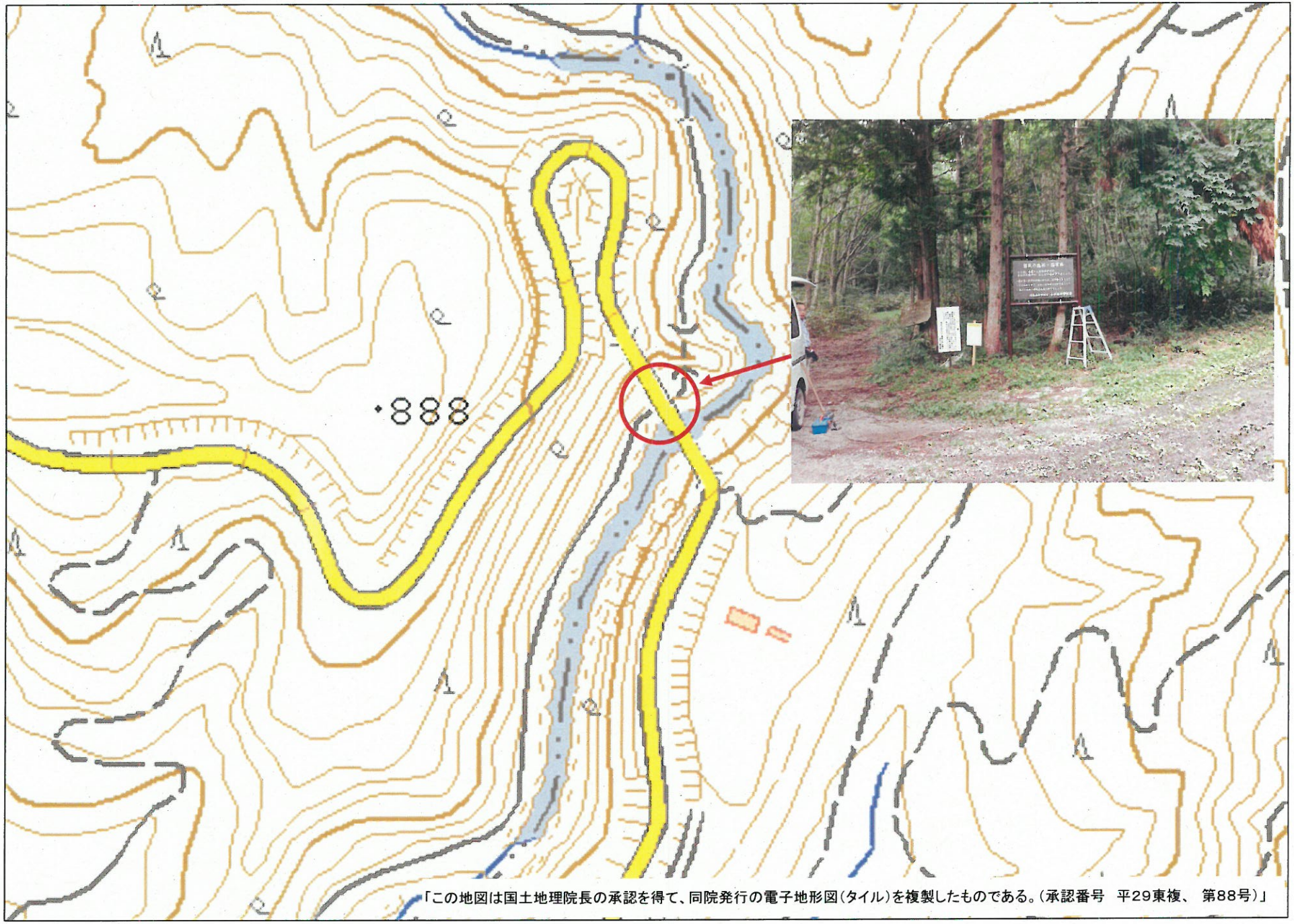

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平29東複、　第88号）」

巻末資料３

【 ヘリポート（防災対応の場外離着陸場）一覧】

※ 現地調査の結果、防災ヘリの緊急離着陸が可能な場所として確認している箇所。

〔平成 30 年 4 月 1 日現在〕

1　福島市内の緊急場外離着陸場

	名　称	所在地	管理者等
1	福島大学陸上競技場	福島市金谷川地内	福島大学
2	荒川運動公園	福島市柳町地内	（公財）福島市スポーツ振興公社
3	須川運動公園	福島市笹木野字表屋敷前地内	（公財）福島市スポーツ振興公社
4	信夫ヶ丘競技場	福島市古川地内	（公財）福島市スポーツ振興公社
5	信夫ヶ丘緑地公園	福島市松川町地先	（公財）福島市スポーツ振興公社
6	ふくしまスカイパーク	福島市大笹生字苧畑地内	ＮＰＯふくしま飛行協会
7	東北電力福島（河川敷）	福島市笹木野字堰口地内	東北電力(株)福島技術センター
8	消防学校グラウンド	福島市荒井字仲沢地内	福島県消防学校
9	あづま運動公園	福島市佐原字神事場地内	（公財）福島県都市公園・緑化協会
10	福島県警ヘリポート	福島市荒井字下笊森地内	福島県警本部
11	梨平公園	福島市飯坂町茂庭地字獅子内地内	国土交通省摺上川ダム管理所
12	福島県立医科大学ヘリポート	福島市光が丘地内	福島県立医科大学
13	浄土平ビジターセンター	福島市土湯温泉町字鷲倉山地内	自然公園財団浄土平支部
14	福島瀬上防災拠点	福島市瀬上字下新田地内	国土交通省福島河川国道事務所
15	十六沼公園　西側駐車場	福島市大笹生字俎板山地内	（公財）福島市スポーツ振興公社
16	飯野小学校	福島市飯野町明治字遠久内地内	福島市
17	飯坂消防署	福島市飯坂町字銀杏地内	福島市消防本部

18	福島県立医科大学グランド	福島市光が丘地内	福島県立医科大学
19	飯坂野球場	福島市飯坂町字舘地内	（公財）福島市 スポーツ振興公社

2　猪苗代町内の緊急場外離着陸場

	名　称	所在地	管理者等
1	猪苗代町運動公園	猪苗代町上園地内	猪苗代町
2	吾妻土湯道路管理所 非常駐車場	猪苗代町若宮字朴木平甲地内	福島県 吾妻土湯道路管理所
3	猪苗代町水防センター 西側駐車場	猪苗代町下園地内	猪苗代町
4	道の駅猪苗代	猪苗代町堅田字五百苅地内	猪苗代町

3　米沢市内の緊急場外離着陸場

	名　称	所在地	管理者等
1	南原中学校グランド	米沢市李山地内	米沢市
2	関小学校グランド	米沢市立石地内	米沢市
3	最上川上流河川緑地野球場	米沢市相生町地内	米沢市
4	天元台高原スキー場 スカイグランド	米沢市李山地内	(株) 天元台
5	米沢ヘリポート	米沢市八幡原二丁目地内	東北警備保障

【 医療機関一覧 】

1　福島市内の第二次救急医療機関

	名　称	所在地	電　話
1	福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1	024-547-1111
2	福島赤十字病院	福島市入江町 11-31	024-534-6101
3	大原綜合病院	福島市上町 6-1	024-526-0300
4	済生会福島総合病院	福島市大森字下原田 25	024-544-5171
5	医療生協わたり病院	福島市渡利字中江町 34	024-521-2056
6	福島西部病院	福島市東中央三丁目 15	024-533-2121
7	福島第一病院	福島市北沢又字成出 16-2	024-557-5111
8	福島南循環器科病院	福島市方木田字辻の内 3-5	024-546-1221
9	あづま脳神経外科病院	福島市大森字柳下 16-1	024-546-3911
10	南東北福島病院	福島市荒井北三丁目 1-13	024-593-5100

2　猪苗代町周辺の第二次救急医療機関

	名　称	所在地	電　話
1	福島県立医科大学 会津医療センター附属病院	会津若松市河東町谷沢字 前田 21-2	0242-75-2100
2	竹田綜合病院	会津若松市山鹿町 3-27	0242-27-5511
3	会津中央病院	会津若松市鶴賀町 1-1	0242-25-1515

3　米沢内の第二次救急医療機関

	名　称	所在地	電　話
1	米沢市立病院	米沢市相生町 6-36	0238-22-2450
2	三友堂病院	米沢市中央六丁目 1-219	0238-24-3700
3	医療法人舟山病院	米沢市駅前二丁目 4-8	0238-23-4435

巻末資料４

浄土平火山活動対応マニュアル

平成３０年４月（改正）

福　　島　　市

浄土平火山活動対応マニュアル

1　目　的

浄土平地域は、吾妻連峰の東部に位置し毎年多くの人々が訪れる観光地ですが、浄土平から約７００ｍ離れた地域には、大穴火口を中心とした吾妻山の火口が存在する地域である。
平成３０年４月現在、吾妻山の火山状況は静穏であるが、大穴火口では噴気活動が活発な状態を継続している。
吾妻山において、突発的な噴火など火山現象が発生した場合には、危険性、緊急性の観点から速やかな対応が必要となる。

本マニュアルは、突発的噴火や噴火警戒レベル２への引き上げ等の火山現象が発生した場合に浄土平観光施設の連携要領及び施設職員の対応要領を明記し、観光客・登山客等（以下、「観光客等」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

2　対象となる火山現象

「突発的な噴火」、「噴火警戒レベル２への引き上げ」及び「火山ガス」を対象とする。

3　緊急避難所施設

浄土平ビジターセンター、浄土平レストハウス、浄土平天文台

4　浄土平観光施設の対応等

⑴　吾妻山に関する情報の共有を図るとともに、火山現象が発生した場合には、別紙１「広報担当エリア」により避難広報を行い、別表「火山活動対応マニュアル」に基づき、観光客等の避難誘導等の対応を図る。
尚、浄土平地域以外の登山者（吾妻小富士除く）への避難誘導は行わない。

⑵　火山活動状況について、福島市及び福島地方気象台並びに観光客等から情報を収集するとともに、異常現象発生時には福島市をはじめ関係機関に連絡する。

5　緊急連絡体制

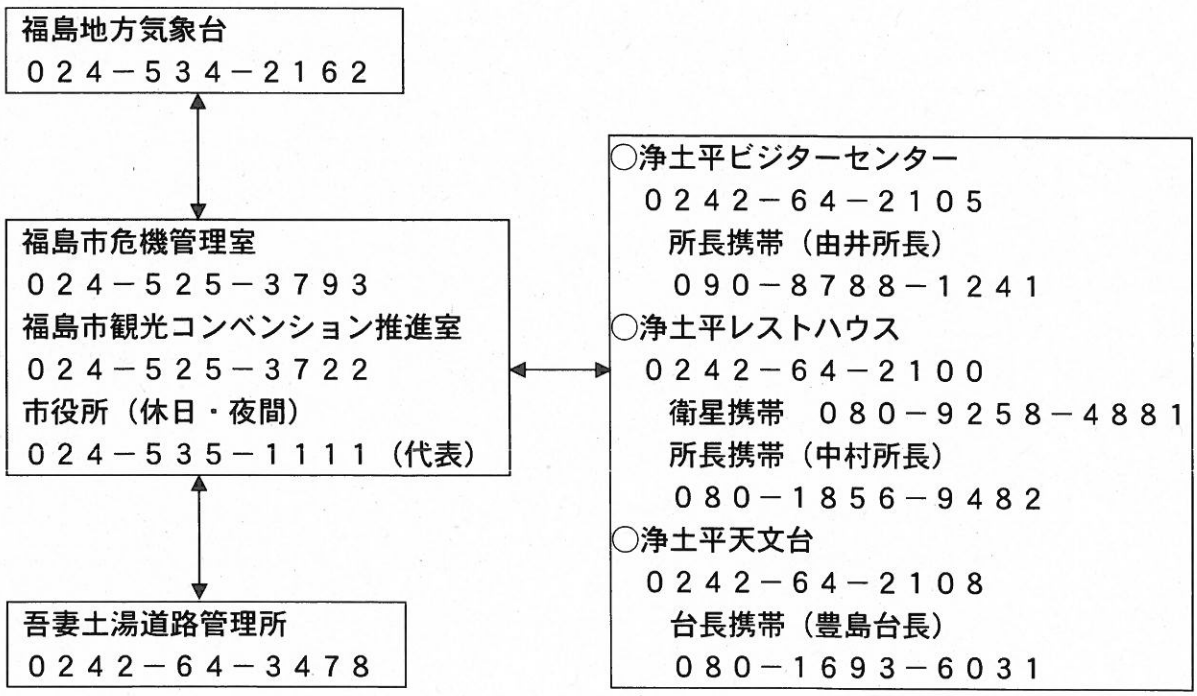

別　表

「火山活動対応マニュアル」

事　象	対　策　・　対　応　等
平　常　時	1　浄土平地域の観光客等に対し、周知チラシ「吾妻山を訪れる観光客・登山客の皆様へ」を各施設に掲示及び配布し、噴火現象時の対応等について周知し注意喚起を図る。 2　各施設が連携しながら、吾妻山の火山活動状況の情報を収集する。 3　火山ガス計測器を備え、毎日定時刻（９時及び１４時）に計測して計測数値を各施設入り口付近に掲示するとともに計測簿に記録する。 4　危機管理室及び観光コンベンション推進室は、浄土平各観光施設と連絡を密にし、吾妻山に関する情報の共有を図る。
火山活動の異常を確認した場合	1　危機管理室は、火山性地震の多発及び火山性微動発生等の火山情報を福島地方気象台等から入手した場合には、速やかに浄土平各施設へ連絡する。 2　浄土平地域で、噴気の音、量、異臭等の異常を確認された場合には、他の施設及び危機管理室へ報告し情報の共有を図る。 3　噴気の音等から火山活動状況が危険と判断した場合は、各施設長は相互に協議し、ビジターセンター所長は速やかに危機管理室へ状況を連絡し、その指示に従い、放送設備（既設スピーカー、ハンドマイク等）により観光客等へ浄土平からの避難を呼びかけ避難させる。
突発的噴火が発生した場合	1　各施設建物内等への避難誘導 (1)　各施設長は直ちに協力連携し、放送設備により観光客に緊急事態を呼びかけ、「ビジターセンター」、「レストハウス」、「天文台」の建物内に及び噴火火口から離れた方向へ避難させる。 建物内に避難させた場合は建物の窓から離れるよう注意喚起する。 また、避難者に各施設で管理保管しているヘルメット及び防塵マスクを装着させる。 (2)　吾妻小富士周回登山道や浄土平湿原等の施設建物から離れた場所にいる観光客に対しては、噴火火口から離れるよう呼びかける。 2　危機管理室への通報 ビジターセンター所長（又はレストハウス所長）は、既設電話及び衛星携帯電話（レストハウス装備）により危機管理室へ状況を通報する。 3　避難者の人数確認及び負傷者の応急処置 避難者を把握するとともに負傷者の応急処置を行い、状況を危機管理室へ通報する。

	4　避難車両の誘導 　噴火が収まり、スカイラインが通行可能である場合には、危機管理室と協議し、車両を「土湯方向（猪苗代）」方向へ避難誘導する。 5　各施設職員の避難 　施設職員は、観光客の避難を確認した後、避難する。 この際、登山者カード（ビジターセンター設置ポスト）の回収及び駐車場に残置されている車両の車番記録、避難文の付着を行い避難する。 6　避難後の危機管理室への報告 　ビジターセンター所長は、浄土平からの避難後、携帯電話通話可能地域及び磐梯吾妻スカイライン土湯ゲート付近に到着したならば、避難状況を逐次、危機管理室及びゲート付近にいる市職員へ報告する。
噴火警戒レベルが「２」へ引き上げの場合 （噴火なし） ※火口周辺規制 １．５ｋｍ	※　噴火警戒レベル「２」への引き上げの事前情報が福島地方気象台から危機管理室に入った場合には、危機管理室は直ちに浄土平観光施設へ情報提供をするとともに状況により危機管理室職員を浄土平へ派遣する。 1　噴火警戒レベル「２」が発表されたことの連絡を危機管理室からの受けた場合に観光施設職員は、直ちに放送設備により観光客に緊急事態を放送し、浄土平地域から避難するよう呼びかける。 この際、浄土平に派遣された危機管理室職員がいる場合には、連携協力して避難誘導等を行う。 2　各施設職員の避難 　施設職員は、観光客の避難を確認した後、避難する。 この際、登山者カード（ビジターセンター設置ポスト）の回収及び駐車場に残置されている車両の車番記録、避難文の付着を行い避難する。 3　施設所長等は、浄土平からの避難後、携帯電話通話可能地域及び磐梯吾妻スカイライン高湯、土湯ゲート付近に到着したならば、避難状況を逐次、危機管理室及びゲート付近にいる市職員へ報告する。
火山ガス濃度が上昇した場合	※火山ガス（硫化水素、二酸化硫黄）の濃度基準値 ・硫化水素（H_2S）　→　１０ｐｐｍ以上 ・二酸化硫黄（SO_2）→　　２ｐｐｍ以上 1　計測要領 　各施設入口付近において、地上から１ｍ（基準）の位置で計測する。計測時間は、５分間を基準とする。 2　観光客への周知及び避難誘導

	火山ガス計測によりガス濃度が基準値を超えた場合には、３施設で協議し、直ちに放送設備により観光客に呼びかけ、施設建物内及び車内へ避難誘導する。 避難した観光客に対して、防毒及び防塵マスクを配布し装着させる。 3　健康状態の把握 各施設へ避難した観光客の健康状態を把握する。 4　浄土平地域からの避難周知 一部の観光客が体調不良を訴えた場合には、状況により観光客全員に浄土平地域から避難するよう周知する。 5　危機管理室への通報 ビジターセンター所長は、火山ガス濃度が基準値を超えた場合及び対応等を直ちに危機管理室へ報告する。 危機管理室は関係機関と連携し、直ちに浄土平地域へ職員を派遣し、現地の状況を確認する。 6　避難解除 浄土平地域が、以下の状況になった場合に避難を解除する。 ⑴　火山ガスの濃度が、基準値以下になった場合 ⑵　危機管理室職員等関係機関が、現地で安全を確認した場合
そ　の　他	1　別紙１「広報担当エリア」 2　別紙２「広報放送文（一例）」 3　別紙３「車両用避難文」 4　周知チラシ「吾妻山を訪れる観光客・登山客の皆様へ」の掲示及び配布 5　大穴火口周辺及び直登ルートへ進入する観光客等への注意喚起 6　火山噴火現象対応備品の保管 各施設は、噴火現象等が発生した場合に直ちに対応できるように「サイレン付ハンドマイク」、「防毒・防塵マスク」、「ゴーグル」及び「ヘルメット」を保管する。 7　衛星携帯電話の定期的交信 レストハウス所有の衛星携帯電話による危機管理室との定期交信を行う。（１ケ月１回を基準）

別紙１

広　報　担　当　エ　リ　ア

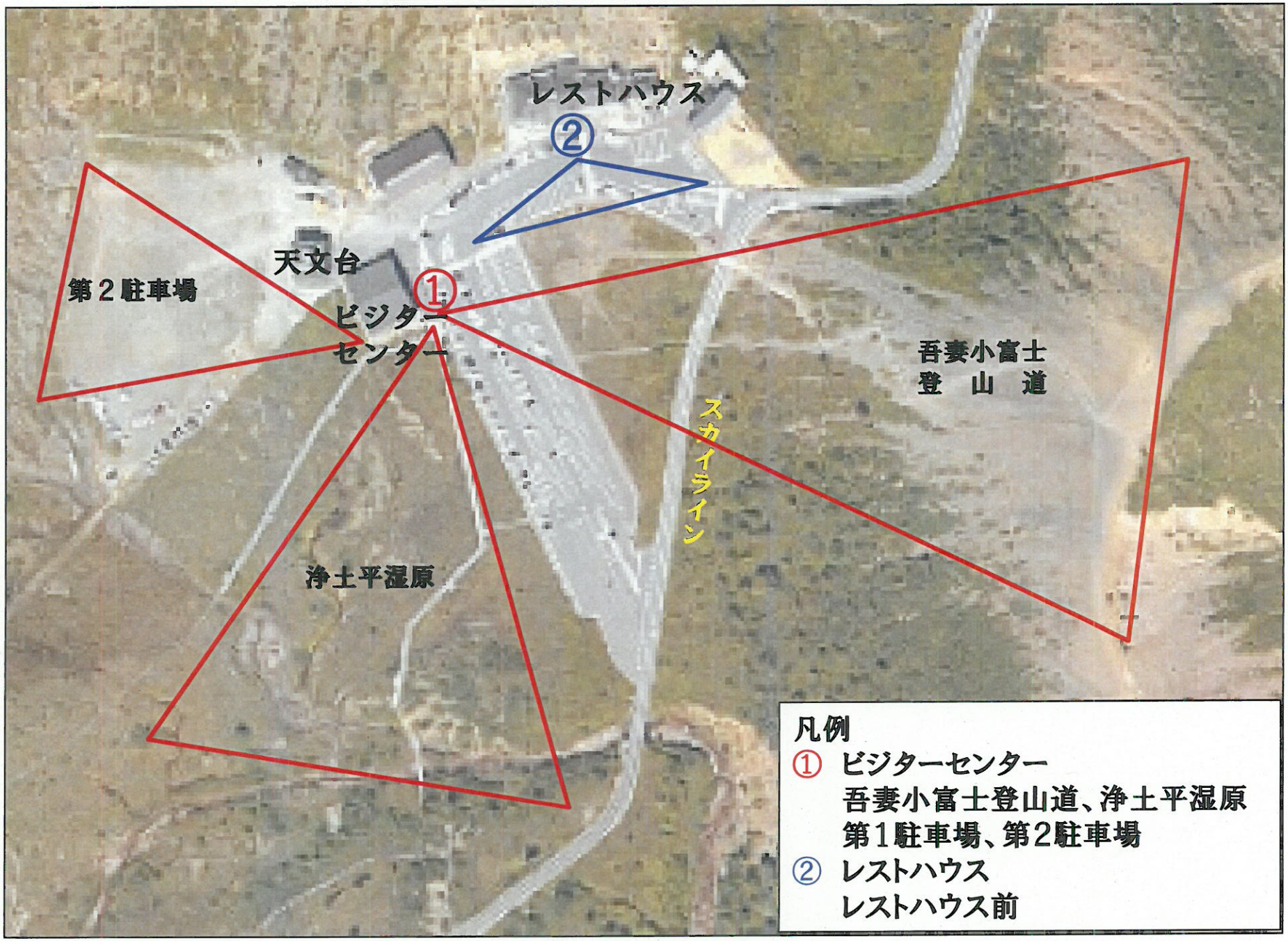
レストハウス
②
天文台
①
ビジター
センター
第２駐車場
吾妻小富士
登　山　道
スカイライン
浄土平湿原
凡例
① ビジターセンター
吾妻小富士登山道、浄土平湿原
第1駐車場、第2駐車場
② レストハウス
レストハウス前

広　報　放　送　文（一例）

○突発的に噴火した場合

噴火、噴火、避難、避難
只今、吾妻山が噴火しました。
直ちに建物に避難してください。
繰り返します。
吾妻山が噴火しました。
直ちに建物に避難してください。

○噴火警戒レベルが「２」に引き上がった場合

観光客の皆様にお知らせします。
只今、吾妻山の噴火警戒レベルが「２」に引き上げられました。
火山活動が活発化しており、噴火が予想されますので
直ちに浄土平地域から避難してください。
避難する際は、慌てることなく落ち着いて行動してください。
　繰り返します。
　吾妻山で噴火が予想されます。
　直ちに浄土平から避難してください。
　慌てることなく落ち着いて行動してください。

○火山ガス濃度が上昇した場合

観光客の皆様にお知らせします。
只今、浄土平地域において「火山ガス」の濃度が基準値を
超えましたので、直ちに施設建物に避難してください。
避難する際は、慌てることなく落ち着いて行動してください。
　繰り返します。
　火山ガスの濃度が基準値を超えましたので、直ちに施設建物に
　避難してください。
　慌てることなく落ち着いて行動してください

巻末資料５

吾妻山を訪れる観光客・登山客の皆様へ

吾妻山（大穴火口）で万が一、噴火が発生した場合には、下記の事項を参考に、身の安全をおはかりください。

・In the event of an eruption at Mt.Azuma (Oana crater) please refer to the following guidelines and secure your safety

・若吾妻山（大火山口）发生喷火状况时，请各位游客参考下列事项，以保护自身的安全。

・만일 아즈마산 (대형분화구) 에서 분화가 발생했을 경우에는, 하기사항을 참고하여 신변안전에 만전을 기해 주십시오.

噴石・火山灰「Cinder、volcanic」「飞散石块、火山灰」「분석·화산재」

- 近くの建物や大きな岩陰等に避難して、噴石や火山灰から身を守ってください。
- Please evacuate to a nearby building or behind large rocks to protect your self from erupted rock fragments and volcanic ash.
- 请在附近的建筑物或大型岩石后避难，以免受因喷火飞散的石块及火山灰伤及身体。
- 근처의 건물이나 큰 바위 뒤로 대피해 분석과 화산재로부터 몸을 지켜 주십시오.

火山ガス「Volcanic gas」「火山气体」「화산가스」

- 身体に異変を感じた場合には、ハンカチ等で口・鼻を押さえ建物内に避難するか、その場から離れてください。特に窪地には入らないでください。
- If you feel unwell,please cover your mouth and nose with a handkerchief or clothing and seek shelter in a building, or leave the area.please avoid entering any pits or hollow areas.
- 若身体感到不适，请用手帕等捂住口鼻，前往建筑物里避难或远离现场。请切勿进入洼坑地。
- 신체에 이상을 느꼈을 경우에는 손수건 등으로 입·코를 막고 건물 안으로 대피하거나 그 자리를 피해 주십시오. 특히 움푹 패인 곳에는 들어가지 마십시오.

避難について「Evacuation」「避难」「피난」

- 浄土平地域にいる方は、観光施設の建物や吾妻小舎に避難してください。一切経山、鎌沼周辺、吾妻小富士にいる方は、裏面を参考に安全な方向に避難してください。
- Visitors in the Jododaira area should evacuate to nearby tourist buildings or the Azuma Goya (log house). Visitors nearby Mt.Issaikyo,kamanuma,or Mt.Azuma Kofuji should evacuate to a safe area as designated on the back of this page.
- 请身处净土平区域的游客前往观光设施或“吾妻小舍”内避难。请身处一切经山及镰沼，吾妻小富士附近的游客，参考本手册反面的介绍前往安全的方向避难。
- 죠우도다이라 지역에 있는 분은 관광 시설 건물이나 아즈마 산막으로 대피해 주십시오. 잇사이쿄산, 카마누마 주변, 아즈마 코후지에 있는 분은 뒷면을 참고해 안전한 방향으로 대피해 주십시오.

登山される方へ「To climbed one」「致登山者」「등산되는 분에」

- 「登山者カード」を提出し、「ヘルメット」と「多めの食糧」を携行して登山されることを推奨します。
- I submit “a mountaineer card” and recommend that I carry “a helmet” and "rather much food" and am climbed a mountain.
- 建议您提交“登山者卡”，并携带“安全帽”及“较多的口粮”以备不时之需。
- 「등산자 카드」를 제출하시고, 등산 시에는「헬멧」과「넉넉한 식량」을 휴대하실 것을 권장합니다.

福島市　024-535-1111（代）

吾妻山（大穴火口）噴火時の避難方向

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図２５０００を複製したものである。（承認番号 平２９情複、第６６０号）」